



企業が集積する市内工業団地



中心市街地



小山の花火



開運まつり



第 6 章

にぎわい活力 元気が出るまちづくり

工業・商業観光

6-1 恵まれた立地条件を最大限に生かした 活力と魅力にあふれた産業・地域振興

- 6-1-1 工業・企業誘致
- 6-1-2 商業
- 6-1-3 観光

6-2 働きやすい労働環境

- 6-2-1 雇用
- 6-2-2 勤労者福祉

6-1-1 工業・企業誘致

現状と課題

企業誘致は、国内経済が回復局面に入ったこともあり順調に推移していますが、今後さらに進行する少子高齢化により、生産年齢人口* が減少し、担い手不足が大きな課題になると思われます。特に製造業が中心をなす本市においては、産業構造の変化に伴い、ものづくり人材の不足が課題となることが考えられます。

また、グローバル* 化が進む現代にあっては、付加価値の高い製品づくりへのニーズ* が高まり、ノウハウ* の集積や異業種交流等による新たな価値の創造も求められています。

経済の活況は、まちづくりの原点であり、将来にわたって持続的に発展可能な小山市の構築を目指すためには、本市の立地利便性を生かした、人と企業を呼び込む施策を一層推進していく必要があります。

基本方針

地域の産業を支える地元企業に対する支援を継続実施し、地元産業の振興を図ります。また、人と企業を呼び込む施策を推進するため、新規工業団地の整備については、圏央道の開通に伴う新4号国道の更なる利便性向上を踏まえ、沿線の開発整備や既存工業団地の拡張等を図ります。

企業誘致にあたっては、多様な企業を誘致することにより、景気の変動に左右されない産業構造の変化に対応した産業体質の構築を目指します。

また、人口減少と少子高齢化に備え、国が進める地方創生* とともに、本市独自の施策により、企業の本社機能や研究開発機能の本市移転を進めます。また、産学官の連携* 強化により、若者・女性の起業やビジネスチャンスの拡大支援の充実を図り、多様な人材が多様に活躍できる環境を提供することで、若者から高齢者まで幅広い人材が集うまちづくりを推進します。

さらに、ものづくり人材の育成支援については、企業の技術・技能職の人材育成を図るとともに、次世代を担う子どもたちのものづくりを体験する機会の充実を推進します。



企業が集積する市内工業団地

第6章 にぎわい活力 元気になるまちづくり【工業・商業観光】

さらに便利に 魅力的に 未来が広がる工業のまち小山市へ

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案]

1 新たな活力・魅力づくり

1-1 企業の支援・強化

工場等を新設（移転または増改築を含む）した企業に対し、一定期間の固定資産税増税分を負担し、企業の設備投資を奨励します。

- 工業振興奨励金拡大事業



1-2 企業の育成・振興

十分な資金調達力を持たない中小企業に対し、ISO* 認証取得支援事業補助金、工業所有権取得支援事業補助金などの研究開発促進や販路拡大、人材育成のための支援を行い、競争力を強化し魅力ある地域産業の創出を図ります。

- 海外販路拡大支援事業
- 中小企業設備投資促進事業
- 中小企業ISO認証取得支援事業
- 中小企業工業所有権取得支援事業
- 中小企業研究開発支援事業
- 自社製品販路拡大支援補助金交付事業
- 中小企業支援事業



2 人・ものづくり

2-1 起業家・創業家の育成

ビジネスプラザおやま駅前の利用促進を図るとともに、地域の起業家に対して、新事業立ち上げを支援するため、創業相談窓口や講座・セミナーを開設し、課題解決のための個別支援を実施します。

- インキュベーション* オフィス運営事業
- 創業応援事業
- ビジネスセミナーの実施
- ビジネス情報の提供
- 創業支援事業計画に基づく創業支援事業



2-2 経営力の強化

企業の経営体質の強化を図るため、同業種の連携促進をするとともに、市、商工会議所、中小企業団体等による経営診断、経営相談等の支援を図ります。

- 企業経営体質強化事業

2-3 若手人材の教育環境・基盤整備

若年者のものづくり企業離れや熟練技能者の高齢化等に対し、企業の技術・技能等を担う人材の確保・育成するため、企業の人材育成を支援します。また、子どもたちが小山の産業に触れ、体験し、ものづくりに対し興味を抱いてもらえるよう、ものづくり体験学習や実務体験などを学校教育機関等と連携し、次代を担う人材育成を行います。

- ものづくり人材育成助成金交付事業
- 学校教育との連携事業



3 基盤・環境づくり

3-1 戦略的産業立地・産業集積の誘致促進

分譲中の工業団地や遊休未利用地への企業誘致を促進し、本社機能や研究開発機能の都内から本市への移転を図り、地域経済の振興と市民の雇用機会の確保に努めます。

- 企業誘致計画策定事業
- 本社機能移転補助金交付事業
- 企業誘致促進事業
- 企業立地優遇制度助成金交付事業



3-2 戦略的産業立地・産業集積の整備促進

小山東部地区、大谷南部地区、小山第四工業団地西部などの新4号国道沿線における新規工業団地の開発整備を推進するとともに、企業立地の動向や経済状況などの外部環境を把握し、長期的視点に立った新規工業団地の開発計画を検討します。

- 新4号国道沿線新規工業団地開発推進事業
- 工業団地開発推進事業



分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

個別施策・主要事業 [●:重点]

【★:新規 ●:総合戦略 !:市民提案】

4 仕組み・ネットワーク* づくり

- 4-1 企業立地促進のための支援拡大 : 各種の企業立地促進のための優遇制度を充実し、優良企業の進出・安定就労の確保に向けた支援及び施策の充実を図ります。

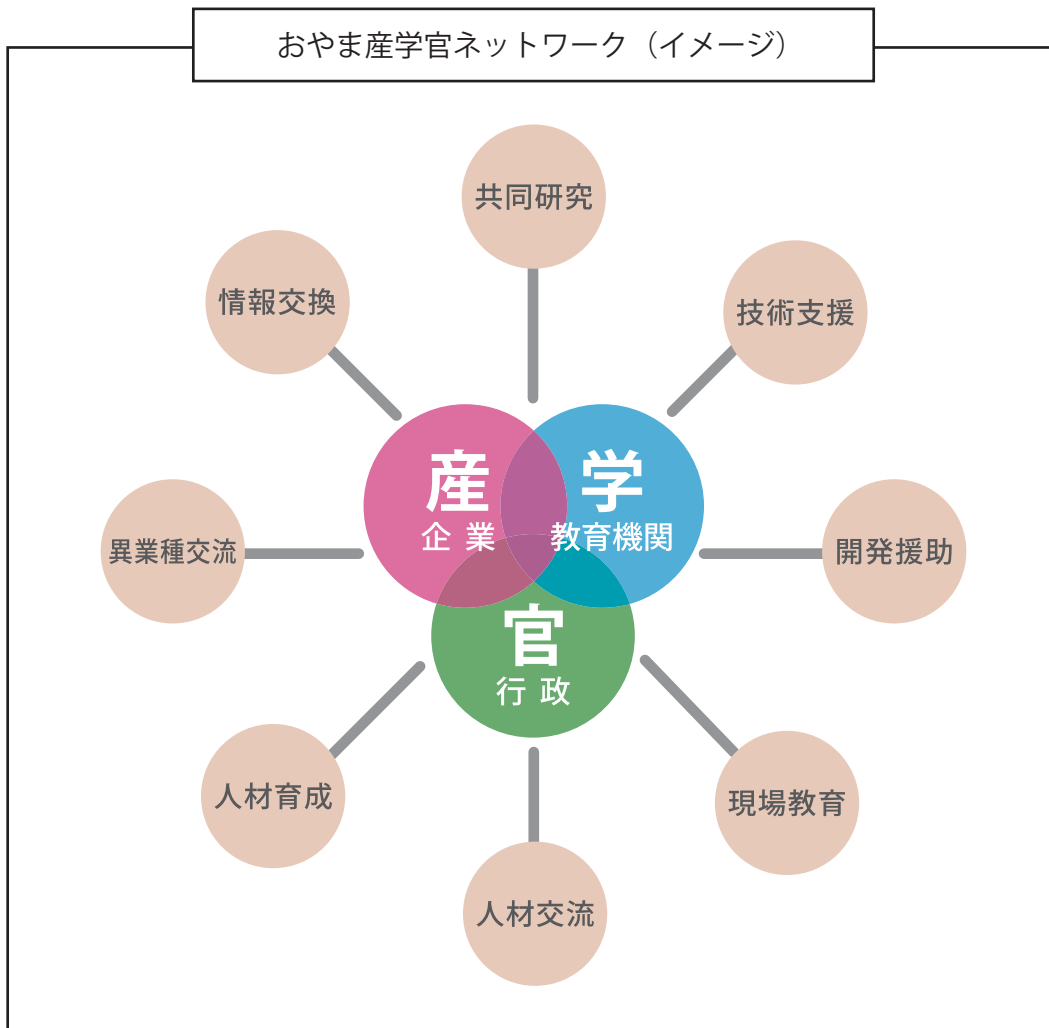
● 企業立地促進事業と周知・PR

- 4-2 およま産学官ネットワーク* の支援 : およま産学官ネットワークや関係団体と連携し、業種を越えた人的ネットワーク形成や企業間交流の促進を推進します。

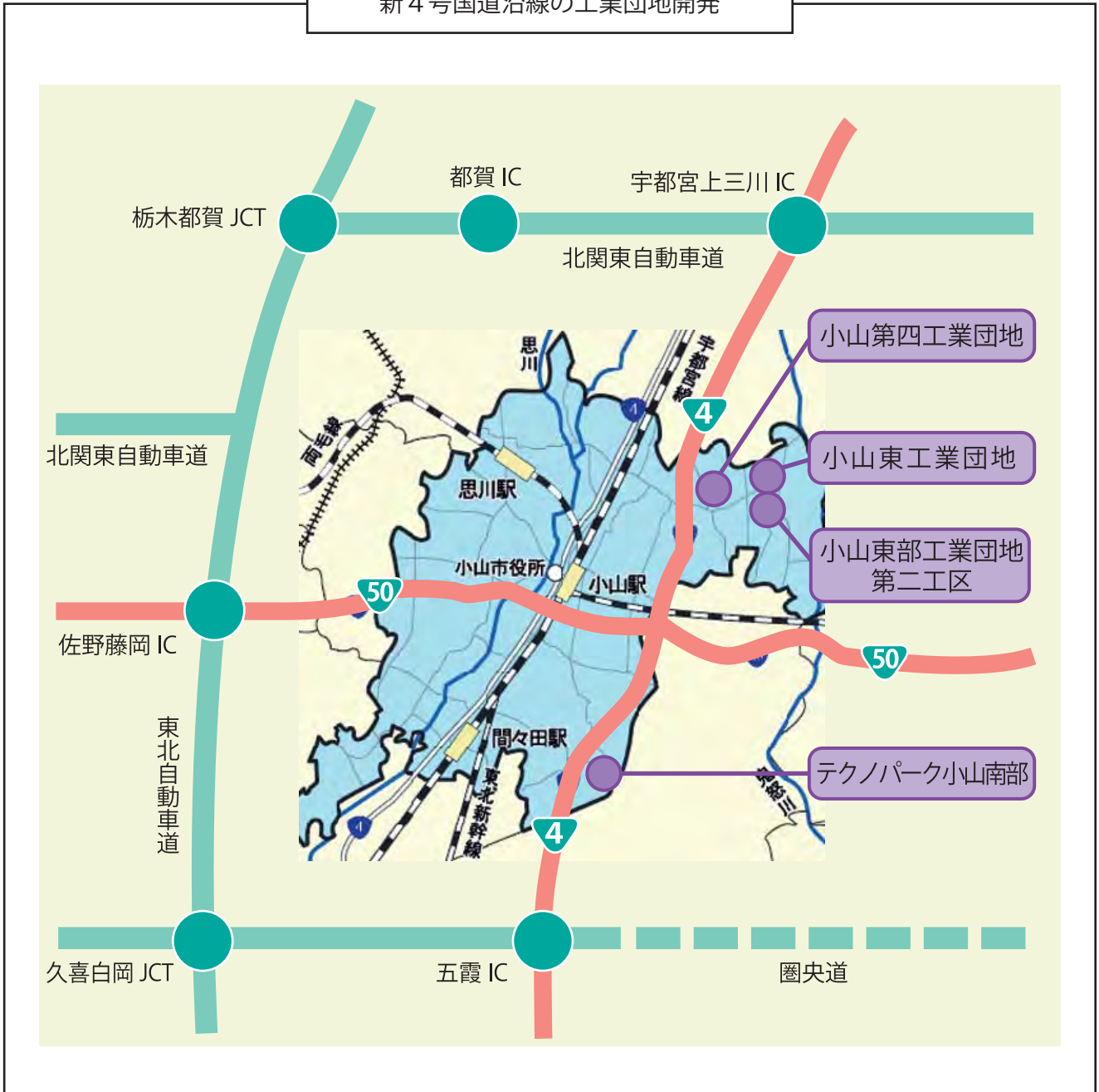
○ 異業種間・企業間交流事業

- 4-3 工業振興体制の充実 : 地域住民自らが取り組むコミュニティビジネス* の促進を図るため、人材確保や資金調達に対する支援策を検討します。

○ コミュニティビジネス支援事業



新4号国道沿線の工業団地開発



6-1-2 商業

現状と課題

郊外ロードサイドの大型店の進出など、社会経済環境の変化等により、駅周辺の中心商店街をはじめ、既存商店街の集客力の減少、空き店舗の増加、商店経営者の高齢化、後継者不在等の問題があります。

商業の活性化には、消費者としての「人」を増やすことが効果的であるため、街なか居住を推進し、中心市街地の総合的な賑わい、活力を創出することが求められています。また、各商店街においては、各店舗の魅力化と街並環境整備と一体となった総合的な商業空間の魅力づくりを図る必要があります。

基本方針

市民をはじめ来訪者を多く集めることで、消費活動を通じた商業及び中心市街地の活性化* を目指すとともに、若者や女性の起業等による商店街や商業施設などの再生・活用及び商業環境の魅力向上を促進し、市民の生活の場としての環境の向上を図ります。

また、イベント等の開催を通じた交流人口の拡大や小山のPR・シティプロモーション* を図ります。そのため、「第2期小山市商業観光振興計画*」に基づき、商業活性化による賑わいあるまちづくりを促進するための具体的な施策を推進します。おやまブランド* については、「おやまブランド創生・発信推進計画」に基づき、産学官の連携* 等により「おやまブランド」の創出を進めながら、主要なおやまブランド品の販路拡大に努めます。



中心市街地

魅力的な個性発揮 人が集まる賑わいづくり

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♡：市民提案】

1 商業活性化による賑わいあるまちづくり

1-1 中心商業活性化促進

本市の商業活動を牽引する役割を担う小山駅周辺地区について、大局的な都市づくりの視点を踏まえつつ、本市の賑わいの再生及び魅力を創出するため、ロプレビルの活用等商業環境の充実のほか、中心商業活性化を図ります。また、若者・女性の起業やイベント活動、空き店舗の活用モデル（時間別シェア店舗*）の検討などの支援を図ります。

- 中心市街地活性化* イベント事業
- 中心市街地商業出店等促進事業（起業家支援による空き店舗等の活用）
- まちづくり活動推進事業（若者・女性の起業やイベント活動支援）
- ロプレビルを中心とした駅周辺地区の賑わい創出事業
- ロプレビル利活用推進事業



1-2 地域商業活性化促進

本市の地域生活拠点としての役割を担っている間々田駅・思川駅周辺地区等について、商業環境と生活環境を一体的に整備することにより、地域商業地の再生・活性化と同時に生活利便性の向上を図ります。

- 地域振興活性化事業



1-3 地元消費の喚起促進

市民や在勤者等の地元消費の喚起を強化するため、「開運小山市共通商品券」の継続発行とサービス強化を図ります。

- 開運小山市共通商品券発行事業

2 豊かな資源を生かした観光の魅力化

2-1 まちなか観光の推進

おやまブランド* をはじめとする地域の特産品や地元産の新鮮野菜や果物、生花の販売など、地域のアンテナショップ* として、また、まちなか観光のおもてなし拠点、まちなか回遊拠点としての役割を担うまちの駅* について、機能強化を図ります。

- まちの駅運営事業の活用



3 多様なPR・情報による小山の魅力の発信

3-1 食の創生・発信支援

地元農家・事業所等との連携や若い世代、女性のアイデアや活力を積極的に導入しながら、おやまブランドの食材・食品を活用するほか、桑の実や桑の葉などを活用した新たな特産品の開発を行い、本市独自の食を発信します。

- 独自の食創出・発信支援事業
- 桑の実プロジェクト事業
- うどんのまちの創生と推進事業



3-2 おやまブランド品の活用

小山の魅力を発信するための効果的なツールである「おやまブランド」の積極的な活用を図るため、新たなブランドの創出及び販路拡大を促進します。また、「小山評定ふるさと大使*」との連携により、本市のイメージアップを図ります。

- おやまブランドの創出
- おやまブランド全国発信事業
- ふるさと納税* を活用した地場産業の全国発信・生産振興
- 海外販路拡大推進事業
- 「小山評定ふるさと大使」事業

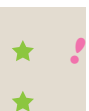


4 協働* で取り組む連携・支援

4-1 体制強化・人づくり支援

各種施策を効果的・魅力的に展開していくため、若者・女性等による実行委員会など、企画・実施等の主体となる関係組織の体制強化を図ります。さらに市内中小企業・商店等に対しては、事業資金の低利融資等の支援策を講じ、経営の安定・成長を図ります。また、市民が主体的に関わる観光ボランティア* の育成を図り、来訪者に対するおもてなしの向上と市民の意識高揚を図ります。

- 中小企業事業資金融資事業
- (仮称) 小山まちなか若者会議の設立と活動支援（商業・イベント組織の形成）
- 商工団体支援事業
- 観光ボランティアガイド育成事業



6-1-3 観 光

現状と課題

本市では、知名度の高い景勝地が少ないという条件下にあっても、東京圏などからのアクセス* 利便性と豊かな自然や歴史・文化等を生かしながら、「開運のまち おやま*」として「おやまサマーフェスティバル」など高い集客力を誇るイベントをはじめ、思川桜や小山評定* 跡、御殿広場等を活用した市民参加型のイベント等によりまちの賑わいを図ることで、地域の活性化を目指しています。

本市の観光客入込数は概ね右肩上がりとなっていますが、「観光都市おやま」を目指す中では、市内においてまだその魅力を生かしきれない史跡や施設があり、これらを十分活用した本市の知名度アップに向けた一層の取り組みが必要です。

基本方針

小山評定跡をはじめ、祇園城跡* や琵琶塚古墳* 、摩利支天塚古墳* など歴史資源のネットワーク化を図るとともに、世界に誇る観光資源としてユネスコ無形文化遺産* である「本場結城紬* 」やラムサール条約* 湿地登録「渡良瀬遊水地」を活用した観光ルートの形成やガイドサイン* の整備に努めます。

また、小山駅を中心としたまちなかには、思川が流れ、歴史資源等が数多く立地していることから、今後、まち歩きやサイクリングによる観光散策コースを確立し、まちなかの回遊性の確保を図ります。

さらに、魅力ある観光地として集客を図るためには、おやまブランド* の地場産品や伝統工芸品のさらなる活用、歴史史跡や施設等の観光資源の掘り起こしに努め、一般社団法人 小山市観光協会と連携した事業展開を図りながら観光振興を推進します。

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 面の整備

1-1 市街地の魅力づくり

駅周辺等へのガイドサイン設置等により、訪れる人々に優しいまちづくりを推進します。

● 観光案内等を目的としたガイドサイン設置事業

★●

2 点の整備

2-1 祇園城（城山公園）・御殿広場等の活用

市の歴史的アイデンティティー* を象徴する空間として、市民から親しまれる公園整備の推進とイベント等を通じた活用により、まちなか回遊性の確保を図ります。

● まち歩きやレンタサイクル事業のための観光散策コースの確立

○ 小山評定跡・御殿広場、琵琶塚・摩利支天塚古墳などの史跡や施設を最大限活用した市民参加型イベントの実施

!

●●!

第6章 にぎわい活力 元気になるまちづくり【工業・商業観光】

● 自然豊かに歴史ある 憩いの空間のネットワーク化をめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

- 2-2 市有本場結城紬* の活用

本場結城紬を活用し、イベント等で着心地体験を行うことで、積極的にその良さをアピールし、需要の掘り起こしを図ります。

● 本場結城紬着用推進事業（購入費助成事業・着心地体験事業）
- 2-3 渡良瀬遊水地の活用

渡良瀬遊水地の第2調節池の水辺空間を活用し、自然観察・体験の場を提供する「エコミュージアム* 化」を推進します。また、周辺地域の活性化を図ります。

● 渡良瀬遊水地エコミュージアム化事業
- 2-4 「おやまブランド*」創生 推進運動との連携促進

小山市観光協会と連携し「おやまブランド」の普及啓発に努め、本市のイメージアップ、知名度の向上を図ります。

● おやまブランド全国発信・創出事業
● まちの駅* 運営事業の活用
○ 小山評定ふるさと大使* の活用・促進

3 線の整備

- 3-1 歴史と自然のネットワーク* 整備

開運のまちおやま* としての歴史的・文化的資源と、渡良瀬遊水地や思川等、自然・観光資源を結ぶ道路・散策路等の交通ネットワーク整備を図ります。

● 小山市自転車道整備推進事業
● サイクリングコースの整備・レンタサイクル事業の実施
○ まち歩き推進整備事業
○ コミュニティバス*（おーバス）を活用した観光ルートや観光案内アナウンスの提供
○ 渡良瀬遊水地へのアクセス* 強化

4 観光交流の促進

- 4-1 小山市観光協会の事業拡充の支援

新規事業や観光情報システムの充実を促進し、小山市観光協会各部会の体制強化を図ることにより、観光振興を支援します。

○ 小山市観光協会の充実・連携強化
- 4-2 イベントの魅力向上とPR充実

各種イベント・まつりの魅力向上と連携を図り、産業・経済活動に効果的な開催と本市のPR充実を推進します。

● 市ホームページやパンフレット等を活用した情報発信
○ (仮称) 小山まちなか若者会議の設立と活動支援（商業・イベント組織の形成）
- 4-3 シティプロモーション* の推進

本市の様々な魅力や価値を効果的、継続的に市内外に発信するなど、シティプロモーション活動を積極的に展開します。

● 小山市シティプロモーション推進事業
○ SNS* 等を活用した情報発信
- 4-4 広域観光交流の促進

下都賀地区観光ネットワークの連携強化・魅力ある広域観光ルートの形成・キャンペーン事業の展開を推進します。また、結城市、下野市、栃木市、野木町との連携強化を図ります。

○ 近隣市町との観光ネットワーク・事業の連携強化
- 4-5 インバウンド* 等による観光誘客の推進

東京オリンピック・パラリンピック等を見据え、インバウンド等による観光誘客や、滞在性・周遊性の高い観光地づくりを進めます。

○ インバウンドによる誘客促進

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

6-2-1 雇 用

現状と課題

わが国の景気は、2011（平成23）年の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきました。2013（平成25）年に入って、経済政策への期待等から株高が進んだこと等を背景に、家計や企業マインド* が改善し、大企業や一部業種から内需をけん引する形で景気は持ち直しに転じ、緩やかな回復基調にあります。また、企業の生産活動・企業収益の改善は雇用面にも波及しており、2015（平成27）年10月期における全国の完全失業率は、3.1%、有効求人倍率は1.24倍となるなど、雇用情勢は着実に改善しています。

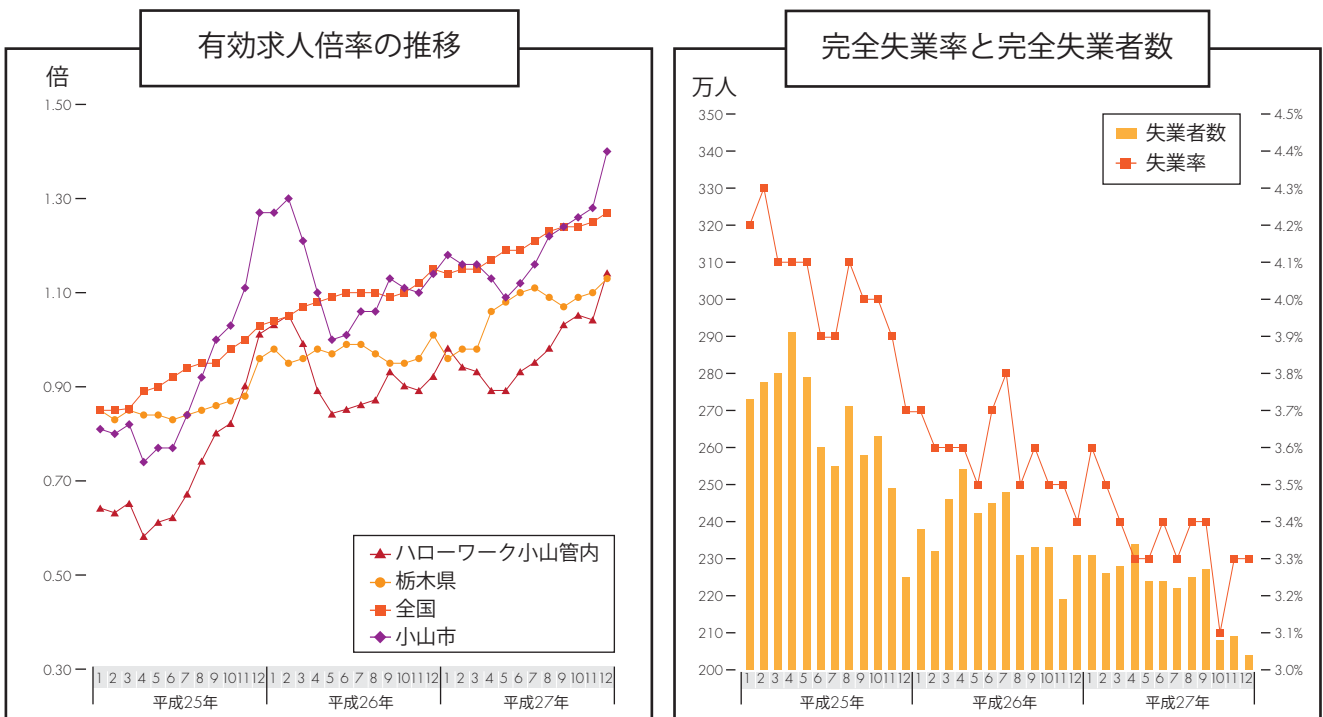
一方で、求職者は、大企業や都市部の企業を重視する傾向にあつて、地方の雇用は未だ弱さが見られることや、海外景気に左右される不安感、非正規雇用の増加など、労働者にとっては決して楽観視できない状況です。

このような中、労働者の意欲と能力を生かして、地域産業の活性化を図ることが重要であり、職業安定所をはじめとする関係機関との連携や、企業に対する支援及び積極的な企業誘致活動による雇用確保と、企業が求める人材の育成が求められています。

基本方針

地域産業の活性化を図るため、積極的な企業誘致とともに既存企業に対する支援に努め、若年層の就労だけでなく、定年退職者や中高年離職者の専門知識・技能を生かした再就労や、高齢者・障がい者等の安定的な雇用機会の創出を図ります。

また、育児・介護や社会活動をしながら就労する人が、より快適に働ける労働環境の実現について、関係機関と連携しながら企業に働きかけを行います。さらに、求職者に対しては、教育訓練による技能向上の支援、雇用情報を発信します。



地域の雇用創出と労働力向上をめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 !：市民提案】

1 企業に対する支援

- 1-1 企業に対する奨励金制度の実施 : 市内在住の求職者を雇用する事業所に対して奨励金を交付して支援し、市内の雇用促進を図ります。

- 緊急雇用対策事業（雇用促進奨励金）
- トライアル雇用* 促進支援事業

- 1-2 企業に対する各種情報の提供 : 企業活動への支援を目的に、市や県の補助・融資制度を始めとする各種助成制度や、快適な職場環境づくりに関する情報をまとめた事業者向けの冊子「事業所便利帳」を発行します。

- 事業所便利帳発行事業

- 1-3 企業に対する啓発活動 : 企業に対して各種啓発活動・働きかけを行い、雇用の促進を図ります。

- 高齢者、障がい者等の企業への雇用啓発
- インターンシップ* の受け入れ態勢の働きかけ

2 求職者に対する支援

- 2-1 求職者に対する奨励金制度の実施 : 就労支援を目的に、働く際の基礎知識や働き続けるための各種支援制度を紹介する「勤労者サポートガイドブック」を発行します。

- 求職者技能向上教育訓練奨励金交付事業
- 勤労者サポートガイドブック事業

- 2-2 求職者に対する各種情報の提供 : 人材確保のため、企業ガイドの作成・充実を図ります。

- 企業ガイドブックの作成

3 関係機関との連携

- 3-1 ハローワーク、小山地区雇用協会との連携 : ハローワークや小山地区雇用協会と連携して各種事業を実施し、市内求職者の就労と企業の人材確保を支援します。

- 地元企業就職支援事業
- 就職ガイダンスの実施
- 雇用情報ネットワーク* の充実
- 各種情報の提供

- 3-2 おやま産学官ネットワーク* の活用 : 市内の企業、大学等教育機関、行政が連携協力した産学官ネットワークにより、将来を担う人材の確保に向けて、雇用・就労を支援します。

- 就労支援事業（おやま地区大卒等就職面接会）

6-2-2 勤労者福祉

現状と課題

社会経済情勢が大きく変化するなか、企業の労働環境の改善とともに、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス*）が求められており、勤労者の福利厚生の実施は必要不可欠なものとなっています。このような状況下において、本市の事業所数は6,857事業所、また勤労者数は73,139人〔共に2011（平成23）年度〕で、そのうち勤労者数が10人未満の事業所が5,284事業所と全体の8割近くを占めており、こうした中小企業の福祉施設の整備促進や勤労者の余暇活動の実施を図る必要があります。

基本方針

市内で働く全ての勤労者が安心して働ける職場を確保し、労働環境の向上に努めます。また、勤労者とその家族が楽しく豊かな生活を送ることができるよう、福利厚生の実施と施設の整備を図り、魅力的な労働環境を創出します。



（一財）小山市勤労者サービスセンター*



小山市勤労青少年ホーム

中小企業で働く人々の 福利厚生充実をめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♡：市民提案】

1 福利厚生充実

- 1-1 (一財) 小山市勤労者共済サービスセンター* による福利厚生充実

(一財) 小山市勤労者共済サービスセンターによる会員事業所・勤労者への健康管理事業、自己啓発事業、住宅・生活資金融資斡旋、イベント開催・レジャー施設利用補助等の余暇活動推進事業等の各種福利厚生事業を推進します。

○ (一財) 小山市勤労者サービスセンター事業

- 1-2 勤労者施設の整備と利用促進

勤労青少年ホーム・勤労者体育センター、勤労者福祉会館の有効活用の促進、内容の充実、民間活力等による施設の整備検討を進めます。

○ 勤労青少年ホーム・勤労者体育センター運営整備事業
○ 勤労者福祉会館整備事業

- 1-3 転入勤労者等の住宅取得支援

市外からの転入に伴う住宅取得を支援し、本市に定住する人と企業を呼び込みます。

● 転入勤労者等住宅取得支援補助金交付事業
● 空き家バンク制度*
○ 空き家バンクリフォーム* 補助金制度



2 労働環境の改善

- 2-1 労働環境改善の促進

労働者が安心・快適な環境の中で働けるよう、労働時間短縮、仕事と子育て・介護の両立（産前・産後休業、育児休業、介護休業の取得）、人事・賃金制度の改善など、労働環境の総合的な改善を促進・支援し、魅力ある労働環境の創出を図ります。

● ワーク・ライフ・バランス* の推進
○ 就労・再就職・キャリア形成支援に係るセミナー等の実施
○ 男性の積極的な家事・育児・介護等への参画の促進
○ 労働環境改善事業（一般企業・保育士・介護福祉士等）



転入勤労者への住宅取得支援



道の駅「思川」



麦畑



小山きもの日* 本場結城紬* 着心地体験



小山きもの日



第7章

豊かな大地と伝統 めぐみをはぐくむまちづくり

農業・本場結城紬等伝統産業

7-1 田園環境の保全と農業の活性化

7-1-1 農業・都市と農村交流・グリーンツーリズム

7-2 本場結城紬をはじめとする誇れる伝統を生かしたまち

7-2-1 本場結城紬等伝統産業

7-1-1 農業・都市と農村交流・グリーンツーリズム

現状と課題

本市は、温暖な気候・豊かな自然環境と、高い技術を持った意欲のある農家により、米や麦、大豆、野菜、いちご、おやま和牛等の農畜産物など、多彩な生産活動が展開されており、県内有数の農業地帯となっています。

しかし、近年は農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、担い手の減少等により、厳しい環境に置かれています。

そのため、今後は、担い手の育成・確保や、営農効率化に向けた農業生産基盤の整備、農地中間管理機構* を活用した農地の集積及び集約化を進めるとともに、安全・安心で高品質な食料の供給が求められています。

基本方針

本市の有利な立地条件を生かした多様な農業生産の展開を推進するとともに、地域の資源を有効活用した6次産業化* による付加価値の高い農業による経営の多角化・安定化、農業者の所得向上、地域の活性化を図ります。

また、地域の農業の安定を図るため、担い手の育成・確保を進め、農業生産基盤の整備や優良農地の確保、農地の利用集積を図ります。

さらに、ふゆみず* ・なつみずたんぼ* やホンモロコ* など、安全・安心で環境にやさしい農業の推進とともに、農畜産物のブランド化や地産地消* 、グリーンツーリズム* 等の推進を図り、魅力ある農業・農村を目指します。

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 安定した農業経営の確立

1-1 多様な担い手の確保・育成

就農へのきっかけづくりを促進し、幅広い人材の確保を推進するとともに、女性の農業経営・地域社会への参画、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。また、経営感覚に優れた認定農業者や農業法人、集落営農組織の育成を図ります。

- 担い手・農地総合対策事業
- 新規就農者及び担い手（認定農業者、集落営農）の確保
- 集落営農の法人化の推進・支援
- 農業情報の提供
- 農業・農村男女共同参画* 推進事業



1-2 多様な流通・販売の促進

京浜方面の市場等やJAへの出荷を堅持するとともに、直売所、インターネット* を使った宅配などを拡大し、スーパーなどの量販店との関係を深め、新たな流通・販売体制の充実を推進します。

- 海外販路拡大プロジェクトの推進
- 農業団体との連携（販路拡大、JA全農との連携）



第7章 豊かな大地と伝統 めぐみをはぐくむまちづくり【農業・本場結城紬等伝統産業】

● 豊かな田園環境を生かし 魅力的で活力ある農業・農村づくり ●

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

1-3 多様な農業生産の推進

地域特性に応じた生産性の高い集約的農業経営を目指すとともに、米・麦・大豆・野菜・果樹・花卉・畜産等の調和のとれた営農類型及び水田農業経営の確立を目指します。

- 地域と連携した高収益型の畜産体制の構築
- 振興作物作付けに対する助成
- はとむぎ生産拡大支援
- 飼料用米・施設野菜の生産拡大支援
- 経営所得安定対策
- 強い農業づくり事業

★ ● ● ● ● ●

1-4 農商工連携と6次産業化*の推進

生産者、流通、加工業者が連携・協力し、小山の農畜産物を活用したブランド力の強化や販路拡大、新たな商品の研究開発やノウハウ*の集積と活用を図ります。

- 小山の農畜産物を使用したアグリビジネス* 創出事業
- おやまブランド* 新商品化事業

★ ● ● ● ● ● !

2 安全・安心な農畜産物の生産と供給の確保

2-1 農畜産物の安全・安心対策の推進

土づくり、減農薬・減化学肥料等の環境と調和した農業生産活動の展開や、GAP*・トレーサビリティ*の推進、適正な食品表示の定着及びなたね油などバイオマス*の利活用を図ります。

- 環境創造型農業推進事業（ふゆみず*・なつみずたんぼ*、ホンモロコ*等）
- 環境にやさしい農業推進事業
- 菜の花・バイオプロジェクト* 推進事業

2-2 農業生産基盤の整備・農地の有効活用

農地の大区画化等ほ場の整備や農地の利用集積、耕作放棄地・遊休農地の解消等により、優良農地の確保・活用を図ります。

- 農地集積を推進する受益者負担のない大区画化、ほ場整備事業の促進
- 農地集積の促進（農地集積協力員・農地中間管理機構*の活用）
- 規模拡大交付金を活用した農地中間管理機構の活用支援
- 集落営農の法人化への支援
- 耕作放棄地再生利用事業

★ ● ● ● ● ●

3 生産者と消費者の交流

3-1 グリーンツーリズム*の推進

地域の農業、農村資源を生かした交流イベントなどの開催や、市民農園*・体験農園等を開設することにより、農業・農村の魅力を発信し、都市と農村の交流を推進します。

- グリーンツーリズム事業
- おやまブランド等の農業学習・体験によるPRと人材育成

★ ● ● ● ● ● !

3-2 生産者と消費者の相互理解の推進

農畜産物の生産における様々な体験の機会を創設し、農業に対する関心と理解の促進を図るとともに、情報交換や交流により、生産者と消費者の相互理解を深め、地産地消*・食育*を推進します。

- 地産地消・食育の推進事業
- 活き活き農ライフサポーター事業
- 小山市農業祭

7-2-1 本場結城紬等伝統産業

現状と課題

鬼怒川に面した本市の東部地域は、かつて桑村、絹村と呼ばれた養蚕が盛んな地域であり、本場結城紬* は、古代から変わらぬ製法が1956(昭和31)年に国の重要無形文化財に指定され、2010(平成22)年にはユネスコ無形文化遺産* に登録されました。また、本市には、本場結城紬のほか、間々田ひも* や下野しぼり* 等の伝統工芸があり、おやまブランド* として重要な地域資源となっています。

しかし、景気の低迷や生活様式の変化等による和装文化の衰退により、本場結城紬は需要の減少と後継者不足等から産業として成り立たなくなっており、このままでは世界に認められた伝統技術が途絶えてしまうことが懸念されるため、積極的に振興策を推進していく必要があります。

基本方針

本場結城紬の伝統技術は、世界に認められた、本市の誇れる伝統産業を生かしたまちづくりの核となる地域資源です。

この地域資源を確実に後世に継承するため、「小山市本場結城紬復興振興5カ年計画」に基づき、「魅力ある質の高い商品の開発・生産」、「生産者数の維持と時代に即した生産体制への見直し」、「後継者の確保・育成」の3つの目標を掲げ、生産者を中心とする産地関係者と行政が連携協力し、本場結城紬産業の復興を目指した振興策を推進します。



本場結城紬着心地体験



小山きもの日*

第7章 豊かな大地と伝統 めぐみをはぐくむまちづくり【農業・本場結城紬等伝統産業】

● 世界に誇る伝統産業を復興し地域資源として活用するまちづくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案]

1 新商品開発

- 1-1 小山産繭からの一貫生産体制づくり (生産ルートの構築) : 市内養蚕農家及び福島県真綿協会と連携して、小山産繭から製作した真綿を安定的に確保し、より質の高い商品づくりを行います。

○ 本場結城紬* 振興調査推進事業 ●

- 1-2 トータルアイテム開発に向けた関連メーカーとの柔軟な連携 : 専門家から新商品開発のためのアドバイスを受けながら、本場結城紬織元の企画力・営業力・ブランド発信力を強化し、魅力ある商品開発を行います。

○ 本場結城紬振興調査推進事業 ● !

2 販路開拓・流通

- 2-1 時代に即した生産体制への見直し : 着物産業の流過程が抱える問題が産地の生産活動に大きな影響を与えているため、販路開拓や流通問題について産地間で協議を進めます。

○ 本場結城紬振興協議会事業 ★

3 普及宣伝

- 3-1 市有本場結城紬の活用 : 栃木県本場結城紬織物協同組合から購入した本場結城紬を活用し、イベント等で着心地体験を行うことにより積極的に良さをアピールし需要の掘り起こしを図ります。

● 本場結城紬着用推進事業 (着心地体験事業) ● !

- 3-2 本場結城紬の購入促進 : 栃木県本場結城紬織物協同組合員が生産した本場結城紬を購入し、着物や洋服に仕立てた市民に対し、購入費用の一部を助成することで、本場結城紬の需要促進を図ります。

○ 本場結城紬着用推進事業 (購入費助成事業) ●

- 3-3 「小山きもの日*」の実施 : ユネスコ登録日の11月16日を「小山きもの日」として、和装文化の見直しと着物の着用推進を図るイベントを開催することで、着物の需要拡大を図り、本場結城紬の購入を促進します。

● ユネスコ無形文化遺産* 登録記念事業 (小山きもの日) ●

- 3-4 産地間の連携 : 本場結城紬の産地で友好都市でもある結城市と連携し、互いの着物着用推進イベントでの交流を図る等、産地が一体となって普及宣伝に取り組みます。

○ 結城市との連携事業 ★ !

- 3-5 本場結城紬など伝統産業の活用・PR : 間々田ひも*、下野人形・下野しぼり*、ラムサール渡良瀬遊水地よしず等の伝統工芸品の普及・PRなど、伝統産業の活用を図ります。

● 本場結城紬プロモーション事業 (おやま本場結城紬クラフト館の活用) ★ ●
 ● 「本場結城紬」を資源とした「観光まちづくり」の推進 ★ ●
 ○ 小山駅・結城駅を起点とした絹地区への観光ルートの開発 ★ ●
 ○ 伝統工芸品等の普及・PR事業 !

4 後継者育成・確保

- 4-1 紬織士の育成・製作技術講習会・織元とのマッチング* : 市職員「紬織士」が産地生産者組合の協力の下、製作技術を習得し、伝統技術の継承に努めるほか、糸つむぎ等の製作技術講習会の開催を通して、織元とのマッチングを進め、後継者の確保・育成に努めます。

○ 後継者育成事業 ●

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章



渡良瀬遊水地第2調節池環境学習フィールド3



桜の里親* 制度



思川



街区公園*



第 8 章

水と緑に親しむ 自然とふれあうまちづくり

自然・渡良瀬遊水地

8-1 渡良瀬遊水地をはじめとする自然環境の保全・活用

- 8-1-1 渡良瀬遊水地
- 8-1-2 水辺空間の保全と活用

8-2 やすらぎと潤いのあるまち

- 8-2-1 公園・緑地

8-1-1 渡良瀬遊水地

現状と課題

2012（平成24）年7月3日に、本市の南部に広がる渡良瀬遊水地がラムサール条約* 湿地に登録されました。この渡良瀬遊水地は本州以南最大の湿地であり、特に本市に含まれる第2調節池は、絶滅危惧種を含む多くの貴重な動植物が生息・生育する「自然の宝庫」となっています。

また、私たちの生活は、自然がもたらす様々な恵みによって支えられており、将来にわたって持続可能な経済や暮らしを実現するため、生物多様性* の保全・再生に向けた取り組みが求められています。

市民が抱く本市のイメージの一つである「自然環境が豊かなまち」と、環境意識の高まりを踏まえ、水と緑、自然とふれあえるまちの形成を図るうえで、渡良瀬遊水地の賢明な活用等の積極的な取り組みを図っていく必要があります。

基本方針

ラムサール条約の目的である湿地の「賢明な活用」のため、2014（平成26）年3月に「渡良瀬遊水地関連振興5ヶ年計画」を策定し、第1に治水機能確保を最優先とした「エコミュージアム* 化」、第2に「コウノトリ・トキの野生復帰*」、そして第3に「環境にやさしい農業を中心とした地場産業の推進」を「賢明な活用の3本柱」として推進しています。

また、本市には、市域の約半分を占める広大な水田地帯などの豊かな自然環境が存在しています。このような豊かな自然と共存する持続可能なまちの実現のため、2013（平成25）年3月に策定した生物多様性地域戦略「生物多様性おやま行動計画」を推進し、市域における生物多様性の保全・再生を図るとともに、自然と社会・経済の調和のとれたまちづくりを推進します。



渡良瀬遊水地第2調節池
環境学習フィールド3



本市に飛来したコウノトリ
「平成27年5月10日撮影」

治水の要、動植物の宝庫「渡良瀬遊水地」を生かしたまちづくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

1 ラムサール条約* 湿地登録渡良瀬遊水地の賢明な活用推進事業

- 1-1 渡良瀬遊水地の賢明な活用の推進 : 「賢明な活用の3本柱」の各取り組みを積極的に推進し、多くの人を本市に呼び込み、周辺地域の活性化と振興を図ります。 ♪

- 渡良瀬遊水地関連振興5ヶ年計画推進検討事業 ★
- 栃木市・野木町との連携事業（アクセス* 改善とイベント開催等のPRの推進） ● ♪
- 渡良瀬遊水地の日本遺産* 認定 ★
- 渡良瀬遊水地周辺水田のラムサール条約湿地への追加登録 ★ ●
- 宇都宮大学と連携した地域デザインの強化 ★ ●

- 1-2 渡良瀬遊水地第2調節池の治水機能確保を最優先としたエコミュージアム* 化 : 国により整備される「浅い池」「深い池」等を「エコミュージアム」（環境学習の場）として活用し、そこに多くの人を呼び込み、周辺市町と連携して産業・観光振興を図ります。 ♪

- 渡良瀬遊水地エコミュージアム化事業（浅い池・深い池の活用、園路等の整備） ★ ● ♪
- 小山市自転車道整備推進事業 ★ ● ♪
- 旧思川水辺公園整備事業（日本一の藤、ラムサール水辺回廊） ★ ●
- ラムサール条約湿地登録記念シンポジウム* の開催 ●
- 小山駅周辺空き家の低廉な宿泊施設としての活用事業 ★ ●

- 1-3 コウノトリ・トキの野生復帰* のための生息環境整備 : 「ふゆみずたんぼ*」を活用し、コウノトリやトキの餌となるドジョウやカエル、小魚などが年中生息する環境を整備し、営巣のための条件を整えます。

- コウノトリ・トキ野生復帰事業 ●

- 1-4 環境にやさしい農業を中心とした地場産業の推進 : 貴重な動植物が生息する自然環境の維持と、環境負荷の少ない持続的な農業の実現を目指すとともに、農家の経営所得の安定・向上を図ります。

- ふゆみずたんぼ実験田事業の拡大 ●
- ふゆみずたんぼ実験田生き物（ホンモロコ*）増殖事業の拡大 ●
- ラムサールホンモロコを活用した新商品開発・販路拡大 ●
- なつみずたんぼ* 振興事業 ●
- ラムサールふゆみずたんぼ米を活用した新商品開発・販路拡大 ★ ●
- 交流施設整備事業（農村食堂・直売所・加工所） ★ ●
- ニホンナマズの養殖事業 ★ ●

2 生物多様性* 推進事業

- 2-1 生物多様性おやま行動計画の推進 : 「生物多様性おやま行動計画」に掲げられた取り組みを積極的に進め、市域における生物多様性の保全・再生を図り、自然と社会・経済の調和のとれたまちづくりを推進します。

- 生物多様性おやま行動計画進行管理事業 ★
- 渡良瀬遊水地外来植物等除去活動 ★

8-1-2 水辺空間の保全と活用

現状と課題

本市は、低地には水田及び河川、台地には平地林が広がり、水と緑の豊かな環境に囲まれています。近年の急速な都市化により清らかな水と美しい緑は失われつつあり、将来に向けた保全・継承を図っていく必要があります。

私たちの生活や社会は、豊かな自然がもたらす様々な恵みによって支えられています。豊かな自然と共存し、また、自然を活用することにより、将来にわたって持続可能な経済や暮らしを実現するために、自然の保全・再生に向けた取り組みが求められています。

市民が抱く本市の将来のイメージの一端を担う「自然環境が豊かなまち」に代表されるように、環境問題の高まりを踏まえ、水と緑、自然とふれあえるまちを形成していくために、今後、「小山市緑の基本計画*」等に基づき、水辺環境の活用や緑の保全・創出等の積極的な取り組みを図っていくことが必要となっています。

基本方針

思川に代表される豊かな水辺環境の保全と緑の保全・創出による自然との共生を図り、水と緑の豊かなゆとりと潤いのある快適な都市環境の創出と美しい景観を形成するため、水辺環境と緑を活用した多様な余暇空間づくりと、市民参加・協働*による思川桜の里親*制度等を活用した水と緑のまちづくり・景観形成を推進します。

また本市には、市域の約半分を占める広大な水田地帯や市内に散在する平地林・河岸段丘林が数多くあり、これらの保全・活用を図るとともに、思川や鬼怒川流域の有効活用を図ります。



桜の里親制度



おやま思川アユまつり

第8章 水と緑に親しむ 自然とふれあうまちづくり【自然・渡良瀬遊水地】

● 水と緑の自然にふれあえる ゆとりと潤いのあるまち ●

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

1 観晃橋上流思川緑地整備

- 1-1 観晃橋上流思川緑地整備 …… 観晃橋上流の思川緑地を活用し、水辺空間の保全活用による自然とのふれあい空間・レクリエーション* や市民交流の場として整備を行います。

● 観晃橋上流思川緑地整備事業 ★

2 思川豊田緑地整備

- 2-1 思川豊田緑地整備 …… 思川のJR両毛線上流右岸の河川敷を、スポーツやレクリエーションの場として整備を行います。

● 思川豊田緑地整備事業 ★

3 市民参加による水と緑のまちづくり

- 3-1 思川の自然環境の保全と活用 …… 小山駅至近の都市河川である思川を、貴重な自然環境資源として捉え、「思川に思いをはせる会」による川遊びのリーダーの育成や、おやま思川アユまつりの実施により、自然環境の保全と活用、自然にやさしい川づくりの推進を図ります。 ♪

○ 「思川に思いをはせる会」活動の支援
○ おやま思川アユまつり

- 3-2 緑の保全と緑化の推進 …… 緑の保全と緑化については、市民の関心が高いことから、思川桜の植樹をはじめとする緑化活動等を推進します。また、民間開発における緑化計画等の指導、保存樹木等の保全や生垣等の緑化も推進します。 ♪

● 生垣設置費用助成事業
● 指定保存樹木等保全費用助成事業
● 桜の里親* づくり事業 ♪

- 3-3 鬼怒川の自然環境の保全と活用 …… 鬼怒川の河川敷を利用した市民参加型の魚のつかみ取り体験を通して、川に対する意識やクリーン大作戦による環境美化など、自然環境の保全を進めます。

○ 鬼怒川クリーン大作戦
○ フェスタ in 鬼怒川一魚のつかみ取り

4 平地林保全推進事業

- 4-1 平地林保全推進事業 …… 平地林保全のため、県の「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を活用し、地元住民の協力のもと、整備・維持管理を図ります。

○ 平地林保全推進事業

5 大沼整備事業

- 5-1 大沼整備事業 …… 地域の観光拠点として親しまれ、田園風景百選や全国ため池百選* にも選ばれた自然環境を生かしていくための整備を行います。

● 大沼整備事業

8-2-1 公園・緑地

現状と課題

公園や緑地は、人と自然が共生する都市環境の確保、潤いのある美しい景観形成、余暇空間の確保、災害防止や避難場所としての機能があり、快適で安全な生活を実現する上で必要不可欠なものとなっています。

本市の公園・緑地は、2015（平成27）年3月末で163箇所、137.7haが整備されており、市民一人当たりの面積は8.30㎡となっています。今後は、全国整備水準の10.10㎡を目指し、多様性に富んだ自然との共生に配慮しつつ、ふれあいと潤い及び市民活動の場を創出するとともに、市民が安全・安心で快適に利用できる公園・緑地の整備に取り組む必要があります。

基本方針

「小山市緑の基本計画*」に基づき、水と緑と大地のネットワーク* 整備構想の実現に向けて、自然環境の保全と公園・緑地の創出を図ります。また、市民の日常生活に潤いと安らぎを与え、レクリエーション* や都市防災の拠点となる身近な公園・緑地の整備・更新を図ります。

さらに、公園の維持管理については、老朽化した公園施設の改修やバリアフリー* 化を図るとともに、公園における利用マナーの普及啓発に努め、公園愛護里親会* の充実により、地域住民と連携した維持管理体制の確立を図ります。



街区公園*



公園施設のバリアフリー化

安全・安心で活動できる公園づくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 観晃橋上流思川緑地整備

- 1-1 観晃橋上流思川緑地整備 : 観晃橋上流の思川緑地を活用し、水辺空間の保全活用による自然とのふれあい空間・レクリエーション* や市民交流の場として整備を行います。

● 観晃橋上流思川緑地整備事業 ★

2 思川豊田緑地整備

- 2-1 思川豊田緑地整備 : 思川のJR両毛線上流右岸の河川敷を、スポーツやレクリエーションの場として整備を行います。

● 思川豊田緑地整備事業 ★

3 都市基幹公園* の整備

- 3-1 都市基幹公園再整備 : 本市の憩いとスポーツの拠点である都市基幹公園を再整備し、機能の充実に図ります。

○ 小山総合公園整備事業 ★
○ 小山運動公園整備事業

4 住区基幹公園の整備

- 4-1 街区公園* 整備 : 市街化区域* において、街区内に居住する市民の憩いと交流の場となる公園として整備を行います。

● 街区公園整備事業 !

5 既設公園の再整備

- 5-1 公園施設の更新整備 : 公園施設の延命化と維持管理費の平準化を図ることを目的とした「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具・休憩施設等の維持修繕・更新を行います。

● 公園施設長寿命化対策支援事業 ● !

- 5-2 公園施設のバリアフリー* 化整備 : 誰もが安全に安心して公園を利用できるよう、出入口・園路・水飲み場・トイレ等のバリアフリー化を図ります。

● 都市公園安全・安心対策緊急支援事業 ★ !

6 公園愛護里親会* 制度

- 6-1 公園愛護里親会制度の拡充 : 地域環境の保全には、市民協働* が不可欠であり、住民参加による公園管理を目指します。

● 公園愛護里親会制度

7 平地林保全推進事業

- 7-1 緑の保全と緑化の推進 : 緑の保全と緑化については、市民の関心が高いことから、思川桜の植樹をはじめとする緑化活動等を推進します。また、民間開発における緑化計画等の指導、保存樹木等の保全や生垣等の緑化も推進します。

● 生垣設置費用助成事業
● 指定保存樹木等保全費用助成事業
● 桜の里親* づくり事業 !

- 7-2 平地林保全推進事業 : 平地林保全のため、県の「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を活用し、地元住民の協力のもと、整備・維持管理を図ります。

○ 平地林保全推進事業



小山市環境都市宣言



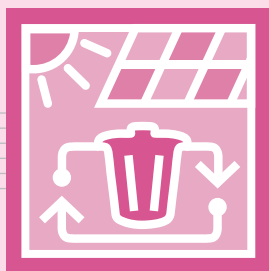
渡良瀬遊水地クリーン作戦



渡良瀬遊水地第2調節池のヨシ



おやま菜の花・バイオプロジェクト*



第 9 章

未来につなぐ 地球にやさしい暮らしづくり

環境共生

9-1 守り育てる環境共生のまち

- 9-1-1 環境保全
- 9-1-2 省エネルギー・新エネルギー

9-2 衛生・循環型社会の実現

- 9-2-1 ごみ処理
- 9-2-2 し尿処理

9-1-1 環境保全

現状と課題

本市は、「環境都市おやま*」を宣言し、水と緑の豊かな環境を守るため、市民・事業者・行政が一体となって、環境保全を図っています。

しかし、現代の環境問題は、身近なごみ問題から地球温暖化*をはじめとした地球規模のものまで、広範多岐にわたっています。

人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な発展を実現するためには、市民や事業者、そして行政がそれぞれの立場で環境への意識を高めるとともに、各主体がパートナーシップ*を形成しながら、環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

基本方針

誰もが安全・安心に暮らせる快適な環境を保全するため、市民・事業者等に環境保全活動への参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者・行政などの環境に対する意識とモラル*を向上させる仕組みを構築し、三者が一体となった環境保全活動を進めます。

また、地域レベルで自治会組織や市民一人ひとりが、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。



小山市環境都市宣言



渡良瀬遊水地クリーン作戦

安全・安心な市民のまちづくりに向けた環境保全をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 生活環境対策の推進

1-1 環境監視対策の充実

市内の公共用水域及び地下水の水質汚濁並びに大気汚染及び環境騒音、振動等の状況を把握するため、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類* 対策特別措置法等の規定に準じて調査測定を行います。

- 環境監視計画の実施、年次報告書の公表

2 騒音・振動対策の推進

2-1 建設作業の騒音・振動対策

法令に基づく届出に係る事前指導、周辺住宅に工事概要を周知するなど、事業者に対する指導と苦情相談に係る事業者等への指導を実施します。

- 特定建設作業の監視体制

2-2 工場・事業場の騒音・振動対策

法令に基づく届出に係る事前指導及び特定施設等への立入調査と苦情相談に係る事業者等への指導を実施します。

- 特定工場・事業場の監視体制

3 地球にやさしいまちづくりの推進

3-1 総合的な環境施策の推進

小山市環境基本計画* の最終目標年度 [2020 (平成32) 年度] に向け、さまざまな環境施策を推進します。

- 環境基本計画推進事業

3-2 諸計画の実施と公表

環境保全に向けた取り組みや、各種施策等を実施した結果と、事業所・市民・行政の取り組みなどについて公表します。

- 「おやまの環境」の発行

4 公害等の相談制度の充実

4-1 公害等苦情相談事業

市民の身近な公害問題に関する相談に応じて、現地調査を行い、関連機関と連絡をとり、発生源に対する指導・助言を行うなど、迅速な処理を進めます。

- 公害等苦情相談事業

5 環境衛生対策の推進

5-1 地域環境美化の推進

自治会・企業・団体等に一斉清掃活動を呼びかけ、ごみ袋・軍手の配布、ごみの収集などの活動を推進します。また、動物の適正飼育を啓発することで、公衆衛生の向上を図ります。

- クリーンキャンペーン
- ポイ捨て禁止キャンペーン事業
- ペット等適正飼育啓発事業
- 路上喫煙防止事業

★

9-1-2 省エネルギー・新エネルギー

現状と課題

地球温暖化* 防止のための二酸化炭素 (CO₂) 排出量の削減は、世界規模での課題であると同時に、市民一人ひとりの身近な取り組みから解決を図っていく問題でもあります。

本市では、「小山市環境基本計画*」に基づき、節電等の省エネルギーに取り組み、市民や事業者に対する省エネルギー意識の定着を図ってきたところですが、2011（平成23）年の東日本大震災を契機に、市民の節電に対する意識が高まりをみせています。

また、2009（平成21）年度からの「おやま菜の花・バイオプロジェクト*」によるBDF*（バイオディーゼル燃料）や、太陽光発電等の再生可能新エネルギー* の導入を進めることで、CO₂ 排出量の削減を図ってきました。

今後は、省資源化や省エネルギーの推進、太陽光発電などの再生可能エネルギーの拡大に向けて、市民や事業所など社会全体で環境負荷の少ない低炭素社会* システムに転換し、環境と共生した持続可能な循環型社会* を構築していく必要があります。

なお、施策の実施にあたっては、国や経済の動向に対応し、実情に合わせて変更していく柔軟性も必要となります。

基本方針

市民の低炭素社会実現への意識高揚を進め、地球温暖化対策のための新エネルギー・省エネルギー機器のさらなる普及・促進を図ります。また、地球温暖化対策審議会を中心に、市民や事業者、研究機関等と連携し、効果的な省エネルギー活動の推進を図ります。

さらに、市が自ら率先して、省資源・省エネルギー運動等に積極的に取り組むとともに、おやま菜の花・バイオプロジェクト推進協議会において、生産者・市民団体・消費者・行政が一体となった油糧資源及び廃食油の利活用を実現し、温室効果ガス* の排出量削減を促進し、循環型社会の確立を目指します。

また、有効な利活用が期待できる渡良瀬遊水地のヨシについては、発電をはじめとするバイオエネルギー利用の可能性について調査・研究を進めます。



渡良瀬遊水地第2調節池のヨシ

環境共生 低炭素都市をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 地球温暖化* 防止のための推進体制の整備

- 1-1 地球温暖化対策推進体制の確立 : 市内における温暖化対策推進のため、有識者による情報交換や検討を行い、その提言をもとに、必要な施策を推進します。

- 地球温暖化対策推進計画の拡充 ★
- 環境審議会
- 地球温暖化対策会議

- 1-2 地球温暖化防止の推進 : 市民や事業者が地球温暖化防止のために購入した、省エネルギー機能を備える機器や機材に対する補助制度の拡充を図ります。 !

- 住宅用新エネルギー* 機器等設置費補助事業 !
- 事業用太陽光発電設備設置費補助事業 !
- ラムサール渡良瀬遊水地よしず購入費補助事業

2 省資源・省エネルギー運動の展開

- 2-1 おやまエコライフ・プラン* の充実 : 省資源・省エネルギーや地球温暖化防止等に向けた市民活動の拡充を図ります。

- おやまエコファミリー認定事業*
- おやまエコライフ・プラン推進事業

- 2-2 小山市環境保全率先実行計画の推進 : 行政が自ら率先して循環型社会* の実現を目指し、省資源・省エネルギー運動等に積極的に取り組みます。

- グリーン購入法* 指定商品の活用

3 バイオマス* の利活用の推進

- 3-1 おやま菜の花・バイオプロジェクト* の推進 : 省エネルギー・新エネルギーに対する市民の意識高揚の一環として、菜の花の栽培、なたね油の搾油、食用・廃食用油の回収・精製からバイオディーゼル燃料を使用する「菜の花バイオプロジェクト」を推進していきます。

- 菜の花・バイオプロジェクト推進事業

- 3-2 渡良瀬遊水地産ヨシのバイオマスエネルギー利用 : 渡良瀬遊水地に自生するヨシの利活用の一環として、バイオマス発電等、エネルギー利用の可能性について、調査・研究を行います。

- バイオマス産業都市づくり利活用事業 ★

9-2-1 ごみ処理

現状と課題

本市では、ごみの排出抑制と再利用・再資源化を促進するため、「小山市一般廃棄物処理基本計画*」を1995（平成7）年度に策定し、1996（平成8）年度からは分別収集を導入しており、これに加えて2007（平成19）年度からは有害ごみ（アスベスト* 含有製品等）の分別を行っています。

一方で、小山広域保健衛生組合* においては、ごみ減量化を促進していますが、更なるごみ排出量の削減やリサイクル* など、ごみ資源化の推進が必要であり、今後、焼却灰の処理や最終処分場の確保が課題になっています。

また、国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*」の改正や、「循環型社会形成基本法*」をはじめとする家電リサイクル法* 等の各種リサイクルに関する法整備が進んでおり、これらに伴う持続可能な資源循環型社会* の構築を図る必要があります。

基本方針

本市のごみ搬入に関する状況については、家庭ごみは減少傾向にあるものの、事業系ごみは増加傾向となっているため、今後もごみ排出量の抑制を図るとともに、ごみの再使用、再利用、再資源化の促進を図り、市全体での総量削減に努めます。

また、環境美化を推進するため、市民を中心とした美化活動を積極的に支援しつつ、不法投棄を防止するための活動を推進します。



中央清掃センター

みんなで取り組む 循環型社会の構築をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

1 ごみ減量・資源化の推進

1-1 ごみ減量化の促進

環境教育の充実及び消費行動における意識の高揚を図ることにより、ごみ分別の徹底を推進します。併せて、エコ・リサイクル推進事業所の登録を推奨し、事業所から排出される一般廃棄物の減量化を図ります。

- 廃棄物減量化推進事業
- エコ・リサイクル推進事業所認定事業*

1-2 ごみ資源化の促進

分別収集の徹底、集団回収の拡充、資源化施設の充実、収集体制の充実、リサイクル* への対応等を図ります。

- 廃棄物資源化推進事業
- 小型家電分別収集事業

★

2 ごみ処理施設等の整備

2-1 最終処分場の確保

広域的観点からの最終処分場の確保を図ります。

- 最終処分場の確保検討

2-2 処理施設の確保

小山広域保健衛生組合* と連携し、ごみ処理施設基本構想に基づき、地元の意向を踏まえた施設の整備を進めていきます。

- 処理施設・エネルギー回収施設建設

3 環境美化の推進

3-1 不法投棄の防止

不法投棄パトロール等監視体制の強化及び啓発活動の推進を図ります。

- 不法投棄パトロール等監視体制の強化

3-2 環境美化活動の強化

環境美化条例に基づく意識の高揚、及びごみ収集所の管理の徹底を図ります。

- 環境美化事業
- 路上喫煙防止事業

★

4 体制の強化

4-1 市民の協力体制の確保

廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進協議会の運営を行うとともに、廃棄物減量等推進員を通じて、地域内のごみ収集所の清掃やごみ分別の徹底等の周知を図ります。

- 廃棄物減量等推進協議会運営事業
- 廃棄物減量等推進審議会運営事業

9-2-2 し尿処理

現状と課題

し尿の処理においては、2004（平成16）年度から小山広域クリーンセンター* が汚泥再生処理施設として稼動しています。

し尿の収集量は、公共下水道* の整備、農業集落排水* 処理施設の整備及び合併処理浄化槽* の普及に伴い、年々減少傾向にあります。しかしながら、市内全域における公共下水道等の整備には長期の期間等が必要であり、し尿処理を廃止することは困難なことから、し尿の収集量の減少に対応できる収集体制の再検討が必要となっています。

基本方針

小山広域クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の計画的運営と、長期的展望に基づく、し尿の収集体制の確保を目指します。



小山広域クリーンセンター



汚泥発酵肥料「すくすく君」

「衛生的な暮らしづくり 資源循環型社会に向けて」

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

1 現行収集処理体制の充実

1-1 適正な収集体制の確保

小山広域保健衛生組合* と連携し、し尿の収集量に応じた、収集体制の確保を図ります。

○ し尿収集運搬事業

1-2 処理施設の充実

し尿と市内小中学校からの生ごみを利用した堆肥（すくすく君）の安定供給を推進します。また、汚泥再生処理施設の安定的運用を図ります。

● 小山広域クリーンセンター* 運営事業



児童の安全な登校風景



老人クラブ「思桜会」



介護予防体操「いきいき百歳体操」



2歳児歯科健診事業



第10章

みんなの「絆」を大切に 安全・安心で健康なくらしづくり

生活環境・保健福祉

10-1 地域で安全に暮らせるまち

- 10-1-1 交通安全
- 10-1-2 防 犯
- 10-1-3 消費生活

10-2 生きがいを持ち安心して暮らせるまち

- 10-2-1 高齢者支援・生きがいづくり
- 10-2-2 介護保険

10-3 とともに支え合うあたたかい福祉環境

- 10-3-1 地域福祉
- 10-3-2 障がい者福祉
- 10-3-3 低所得者福祉

10-4 みんなが健康で安心できる暮らし

- 10-4-1 保健・健康づくり・地域医療
- 10-4-2 社会保険

10-1-1 交通安全

現状と課題

本市の人口1万人当たりの交通事故発生件数は、県内でも上位にあることから、交通事故の減少に向けた活動に取り組んでいます。交通事故は交通マナーの軽視に起因することを踏まえ、市民への交通安全啓発を図る必要があります。

また、高齢者が運転する車両による交通事故や、高齢者が被害者になる事故が多くなっていることから、交通安全教室や自転車運転講習会の開催等、高齢者向けの交通安全対策が重要になっています。

さらに、通学路における児童・生徒の安全を守るため、交通ルールの啓発活動等の実施とともに、地域防犯灯やスクールゾーンなど、交通安全施設の整備が必要となっています。

基本方針

安全で安心して暮らせる交通事故のないまちを目指して、歩道の整備等を実施し、歩行者の安全確保を図るとともに、道路反射鏡・交通安全灯・地域防犯灯などを設置し、安全に通行できるよう交通安全施設の整備を行います。

また、児童・生徒の交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図るため、交通教育指導員による交通安全教室の充実とともに、交通指導員による通学路の安全確保を図ります。

さらに、高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者対象の交通安全教室の充実や自転車運転講習会の開催、自転車ヘルメットの普及や高齢者運転免許自主返納支援事業の促進を図ります。



子ども交通安全教室



児童の安全な登校風景

「安全で安心なまち 交通事故のないまちをめざして」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

1 交通安全施設の整備

1-1 交通安全施設の整備

安心して歩行できる歩道の整備や、交差点改良等の交通施設の整備を推進します。

○ 交通安全施設整備事業

1-2 道路反射鏡、交通安全灯等の整備

交通事故を防止するため、交差点や見通しの悪いカーブなどへの道路反射鏡、交通安全灯等の設置を推進します。

○ 交通安全施設整備事業

1-3 地域防犯灯の整備

児童・生徒の通学路等の安全を確保するために地域防犯灯の設置を進めます。

○ 地域防犯灯整備事業

1-4 スクールゾーンの整備

小中学校のスクールゾーンを整備し、通学路の安全を確保します。

○ 交通安全施設整備事業

2 交通安全教育の推進

2-1 交通安全教育の推進

交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図るため、交通教育指導員による交通安全教室を開催します。

● 交通安全教室開催、交通教育指導員設置

3 交通指導員の充実

3-1 交通指導員の充実

児童・生徒の通学路等の安全を確保するために、交通指導員の適正配置を行います。

● 交通指導員設置

4 高齢者の交通安全対策の推進

4-1 高齢者の交通安全対策の推進

高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者対象の交通安全教室の充実を図り、自転車運転講習会の開催、自転車ヘルメットの普及促進を小山警察署と連携協力して実施します。また、運転免許自主返納支援事業を促進します。

○ 高齢者交通安全教室の充実
○ 高齢者運転免許自主返納支援事業促進

5 交通安全活動の推進

5-1 交通安全啓発活動の推進

関係機関、団体等と連携・協力し、交通安全の推進、啓発活動を行います。

○ 交通安全啓発事業

5-2 交通関係団体の育成

関係機関、団体等と連携・協力し、交通安全団体の育成を図ります。

○ 交通関係団体の育成

10-1-2 防 犯

現状と課題

本市では、安全・安心な市民生活の確保のため、通学路のパトロールや防犯灯の設置などの子どもの安全を守る取り組みや、市民の自主性を生かした自主防犯* パトロール活動への支援を行っているほか、犯罪を抑止する目的で、小山駅、間々田駅、思川駅周辺にそれぞれ防犯カメラを設置しています。

こうした中、高齢者を狙った特殊詐欺* 被害が多発しているほか、子ども・女性を対象とした犯罪が発生していることから、被害防止、犯罪抑止に向けた取り組みが求められています。

今後、警察や防犯協会等との連携・協力を強化しながら、市民、警察、行政が一体となった地域防犯対策を積極的・効果的に推進していく必要があります。

基本方針

安全で安心して暮らせる住みよい小山を目指すため、小山市安全安心情報メール配信* や様々な広報啓発活動などを通じて、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。また、警察や防犯協会等と連携し、地域住民による自主防犯パトロール団体の育成及び同活動に対するソフト面・ハード面の両面から支援・充実を図ります。

また、高齢者の特殊詐欺被害防止や子ども・女性に対する犯罪抑止、少年の非行防止等の啓発活動に取り組みます。さらに、犯罪被害者等* の支援の強化についても被害者支援センターとちぎ* 等の関係機関と連携して取り組みます。



青色回転灯搭載車*



振り込め詐欺防止街頭啓発活動

誰もが 安全で安心して暮らせる 住みよい小山の実現へ

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

1 市民一人ひとりの防犯、安全に対する意識の向上

- 1-1 地域安全や防犯に関する情報の発信、広報活動 …… ホームページや小山市安全安心情報* を活用するとともに、イベント等で防犯意識向上のための啓発活動を行います。

● 小山市安全安心情報配信事業 ●

- 1-2 特殊詐欺* 防止に向けた取り組みの推進 …… 特殊詐欺被害の拡大防止のため、安全安心情報メールによる配信、高齢者に対する講話、街頭広報啓発活動等を推進します。

● 特殊詐欺被害防止対策事業 ★

2 小山市内の地域防犯パトロール隊の支援

- 2-1 自主防犯* 活動の充実 …… 地域住民等による防犯活動に対し、補助金の交付などの支援を行います。 ♪

● 自主防犯パトロール団体の育成・指導 ● ♪

3 安全な小山市へ向けた社会整備

- 3-1 子どもの安全を守る取り組みの推進 …… 通学路のパトロールや防犯灯の設置、公園の環境整備により、子どもが安全に学校に通学でき、安心して屋外で遊ぶことのできる環境づくりに取り組みます。

○ 小山市子どもの安全を守る14の取り組み*

- 3-2 防犯設備の充実 …… 設置済みの防犯カメラの維持管理とともに、必要な箇所への防犯カメラの設置を行い、監視機能の充実を図ります。 ♪

● 防犯カメラ設置事業

- 3-3 防犯体制の強化 …… 警察・防犯協会との連携強化を図ります。 ♪

○ 警察・防犯協会等との連携強化

- 3-4 犯罪被害者等* の支援 …… 被害者支援センターとちぎ* 等と連携し、被害者等の支援を行います。

○ 被害者センターとちぎ等との連携強化

10-1-3 消費生活

現状と課題

消費者を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展などにより、大きく変化しています。商品やサービスの提供が便利になった一方で、携帯電話やインターネット* 利用によるトラブルや、消費者の知識、判断不足につけ入る悪質商法* など、消費者被害は増加傾向にあります。

このような状況に対応するため、本市では2015（平成27）年4月に消費者への支援、消費者教育、不適正な取引行為の禁止など、消費者の利益の擁護と増進に関する施策を推進し、市民の消費生活の安定と向上を目指して、「小山市消費生活条例*」を制定しました。

「小山市消費生活条例」及び「小山市消費生活基本計画*」に基づき、消費者被害の防止に向けた消費者教育、消費者政策の充実・強化を図っていく必要があります。

基本方針

「小山市消費生活基本計画」に基づき、安全で安心な消費生活の実現に向け、消費者が自ら考え、主体的に行動できるよう、多様な媒体を活用した情報提供を行い、消費者教育を推進します。

また、多様で複雑化する消費生活相談や、小山市消費生活センターに寄せられる相談を踏まえ、消費者の権利を守るために、消費生活相談・苦情処理体制の充実、小山市消費生活センターの機能強化を図ります。

さらに、おやま・まちづくり出前講座* 等の市民向け各種講習会の開催や、あらゆる機会をとらえた消費生活に関する情報発信等を積極的に行うことにより、消費者の自立を支援し、安全で豊かな消費生活の確保に努めます。



おやま・まちづくり出前講座
「悪質商法に気をつけて」



小山市消費生活展

「豊かで安心 賢い消費生活を送るために」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 消費者教育の推進

- 1-1 消費者の自立支援のための啓発
消費生活に関する様々な情報について、広報紙やホームページなどの各種媒体やおやま・まちづくり出前講座* などの啓発機会を活用し、迅速かつ適切な情報提供を推進します。

● 消費者啓発事業

- 1-2 消費者教育の推進
子どもから高齢者まで、生涯にわたって消費生活に関する学習や教育の機会・場が確保できるよう、関係機関と連携した消費者教育を推進します。

○ 消費者教育推進事業

★

2 消費者政策の充実・強化

- 2-1 消費者の利益の擁護
消費者の利益を擁護するため、小山市消費生活センターによる適時的確な相談の受理や事業者への対応を行います。

● 消費者相談事業

- 2-2 消費者団体への支援
消費者団体の自主的な活動を支援するため、消費生活に必要な情報や知識の習得の機会を提供します。

○ 消費者団体支援事業

3 消費生活センターの充実

- 3-1 相談・苦情処理体制の強化
小山市消費生活センターの機能向上を図るため、常時相談員の配置及び研修機会の充実等により、相談・苦情処理体制を強化します。

○ 消費生活センターの機能強化事業

- 3-2 消費生活センター相談員の資質の強化
昨今の多様化・複雑化する相談に対応するため、消費生活相談員に対する研修の機会を増やし、相談・苦情処理体制の強化を行います。

○ 消費生活センターの機能強化事業

- 3-3 消費者への情報発信
市民が賢い消費生活を送れるように、消費生活展や出前講座などを利用し、消費者に役立つ情報発信を行います。

○ 広報活動事業

10-2-1 高齢者支援・生きがいづくり

現状と課題

本市の2015（平成27）年10月1日現在の高齢化率* は、22.2%で全国平均を下回っていますが、2017（平成29）年度の人口推計では高齢化率が23.4%、2025（平成37）年度には25.9%に達する見込みです。

高齢者の増加は、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、さらには認知症* の高齢者の増加にも繋がり、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいをもって住み続けることができ、また認知症の方を地域で支えていくためには、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム* の構築を推進していくことが、ますます重要になってきています。

基本方針

介護保険の給付対象とならない高齢者に対する保健福祉サービスの整備や、要介護状態にならないための介護予防対策の充実、さらに生きがいづくりの推進を図るとともに、団塊の世代* の人たちがすべて75歳以上となる2025（平成37）年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていきます。

そのために高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民がいきいきと元気に暮らせるよう、生きがい施策の充実・社会参加の促進、健康づくり・介護予防を推進するとともに、安全・安心に暮らせるよう、地域福祉の推進や、豊かでいきいきとした長寿社会の実現を目指し、様々な取り組みを計画的に進めていきます。



老人クラブ「思桜会」



介護予防体操
「いきいき百歳体操」

健康でいきいきと暮らせるまちをめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 健康・体力づくりと介護予防の推進

- 1-1 健康・体力づくりと介護予防の推進 : 高齢期をすこやかにいきいきと暮らすために、高齢者の健康づくりと疾病予防に対する取り組みを実施します。

- がん検診、特定健康診査*
- 特定保健指導*
- 健康教育

- 1-2 介護予防推進の体制整備 : 介護保険に頼らない元気な高齢者づくりに向けて、行政・住民・高齢者がそれぞれの役割を認識し、連携して一体的な介護予防サービスが提供できるよう体制の整備を推進します。

- いきいきふれあい事業*
- 総合事業* による通所型（緩和型・住民主体型）サービス事業*
- 介護予防体操普及事業*（いきいき百歳体操普及事業）
- 筋力向上トレーニング事業

- 1-3 地域保健医療体制の充実 : 在宅医療、救急医療、在宅歯科診療の機能の推進・充実を図ります。

- かかりつけ医制度の推進
- 保健・医療サービスの情報提供
- 在宅医療・介護の連携推進

2 豊かでいきいきとした長寿社会の実現

- 2-1 生きがい施策の充実 : シニア世代が生涯現役で充実したセカンドライフを送れるよう、地域活動への参加促進、就業支援などの生きがいづくり、仲間づくりとリーダー育成を推進します。

- 老人クラブ育成事業（思桜会育成事業）
- 生き生き高齢者育成支援推進事業
- シルバー人材育成事業

- 2-2 生涯学習活動等への支援 : 住みなれた地域で、心豊かに充実した暮らしを送れるよう、生涯学習やスポーツ活動、趣味活動などを通じ、世代間交流の機会の充実を図り、生きがいづくりを支援します。

- 高齢者の学習機会の充実
- 公民館活動の充実
- 生涯スポーツの充実

- 2-3 気軽に集える居場所づくり : 閉じこもりを防ぎ、高齢者が気軽に集える居場所や子どもなどとの世代間交流の機会の充実を図ります。

- 友愛サロン事業*
- 介護予防体操普及事業（いきいき百歳体操普及事業）

- 2-4 高齢者の就業機会の確保 : 高齢者が持つ経験や知識、技術等を生かせるよう、就業支援の充実を図ります。

- シルバー人材センター* 運営事業

10-2-2 介護保険

現状と課題

急速に少子高齢化が進む中、2025（平成37）年には、いわゆる「団塊の世代*」が全て75歳以上となる超高齢社会* を迎えます。こうした中で、市民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる『地域包括ケアシステム*』を構築していくことは、喫緊の課題となっています。

介護サービスの提供体制は、介護保険制度の下で着実に整備されてきました。しかし、高齢化の進展に伴い、医療ニーズ* を併せ持つ重度の要介護者や認知症* 高齢者が増加するなど、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきています。また、人口構造が変化していく中で、介護保険制度については、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を確保していくことがますます重要となっています。

こうした中で、介護サービスの提供体制については、サービスを利用する市民の視点に立って、ニーズに見合ったサービスが切れ目なく、かつ、効率的に提供されているかどうかという観点から再点検していく必要があります。また、それぞれの地域の高齢化の実状に応じて、安心して暮らせるよう、自立を支える生活支援や介護予防等との連携も必要となっています。

基本方針

「すこやか長寿プラン2015*」を基本に、団塊の世代の人たちがすべて75歳以上となる2025（平成37）年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた『地域包括ケアシステム』の構築を着実に進めていきます。

そのため、高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民がいきいきと元気に暮らせるよう、生きがい・社会参加の促進、健康づくり・介護予防の推進を進めるとともに、安全・安心に暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営などを進め、様々な取り組みを計画的に進めていきます。

● 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案]

1 健康・体力づくりと介護予防の推進

1-1 介護予防推進の体制整備 : 行政・住民・高齢者がそれぞれの役割を認識し、連携して一体的な介護予防サービスが提供できるよう体制の整備を推進します。

- いきいきふれあい事業*
- 総合事業* による通所型（緩和型・住民主体型）サービス事業*
- 介護予防体操普及事業*（いきいき百歳体操普及事業）



2 豊かでいきいきとした長寿社会の実現

2-1 気軽に集える居場所づくり : 閉じこもりを防ぎ、高齢者が気軽に集える居場所や子どもなどとの世代間交流の機会を充実を図ります。

- 友愛サロン事業*
- 介護予防体操普及事業（いきいき百歳体操普及事業）



3 安心できる地域福祉の環境づくり

3-1 地域包括ケアシステム* 構築の推進 : 高齢者が地域で尊厳を持って自立した日常生活を送ることが出来るよう、多職種連携によるネットワーク* 体制の充実を図ります。

- 高齢者サポートセンター* 運営事業
- 総合相談事業
- 権利擁護事業*（成年後見制度* の周知と適正な制度利用の促進）
- 高齢者サポートセンターケア会議及び個別ケア会議の開催



3-2 在宅医療・介護連携の推進 : 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進します。

- 小山市地域包括ケアシステム構築推進会議
- 在宅医療・介護連携拠点* の整備（相談支援窓口等）



3-3 認知症* 施策の推進 : 認知症についての理解・啓発を進めるとともに、容態の変化に応じて適時適切なサービスが提供されるよう、早期発見、早期対応の仕組みを構築します。

- 認知症施策総合支援事業
- 認知症サポーター* 養成研修事業
- 認知症初期集中支援チーム* 設置
- 認知症ケアパス* 作成
- 認知症カフェ* の運営



3-4 生活支援サービスの基盤整備* の推進 : 一人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者の増加に対応した、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援サービスを提供する体制の充実を図ります。

- 総合事業による生活支援体制整備事業
- 軽度生活援助*



3-5 福祉のコミュニティ* づくり : 高齢者が地域で安心して暮らしていくため、地域住民による支え合い、助け合いのコミュニティづくりを進めていきます。

- 介護ボランティア* 支援事業



3-6 高齢者の居住安定に係る施策の推進 : 地域における住まいのニーズ* に適切に対応することができる環境を確保し、安心して暮らすことが出来るよう、高齢者向け住宅の普及啓発や情報提供を進めていきます。

- 高齢者向け住宅の普及啓発・供給促進
- 高齢者の住宅改修の支援

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

4 介護保険事業の円滑な推進

- 4-1 介護サービスの充実 : 適切なサービスを身近な地域で受けることが出来るよう、地域の実情に合わせたサービスの基盤整備を進め、充実したサービス提供と適正な事業運営を図ります。

● 介護保険施設・居住系サービスの基盤整備
○ 事業所指導

★●

- 4-2 地域支援事業及び関連施策 : 地域の実情に応じて、NPO*・ボランティア* 団体等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制を整備し、要支援者等に対する効果的な支援を行います。

● 総合事業* による生活支援体制整備事業

●!

- 4-3 介護認定事業の推進 : 適正な介護サービスを提供するため、公平公正な介護認定事業を実施します。

○ 介護認定・調査の運営事業

- 4-4 介護保険財政運営の健全化 : 介護保険の健全財政を維持し、利用者に対し適切なサービスの提供を確保するための施策を実施します。

○ 介護給付適正化事業*

- 4-5 施設整備とサービスの確保 : 在宅で生活することが困難な中重度の要介護認定者のための施設や、今後、増加が見込まれる認知症* の方向けの施設を整備します。

● 特別養護老人ホーム等の施設整備事業

- 4-6 相談・苦情処理体制の整備充実 : 介護サービス事業者等に対し、相談・苦情に対応する体制を整備します。

○ 事業者等に対する調査・指導・助言

いきいきふれあい事業*



10-3-1 地域福祉

現状と課題

少子高齢化・人口減少社会* を迎え、核家族化の進行とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、市民のライフスタイル* や価値観・意識が多様化し、地域交流の機会が減少し、地域のコミュニティ* やつながりが希薄になっています。

こうした中、「地域福祉」の観点から、横断的な取り組みを推進していく必要があります。「地域福祉」とは、子どもから高齢者、障がい者まで、誰もが地域の一員として、いきいきと自立した生活を安心して送ることができるよう、自助* 、共助* 、公助* によって、「みんなで支え合い、ともに生きる地域社会」を築き上げることであり、横断的な取り組みが必要となっています。

基本方針

市民一人ひとりが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、「小山市地域福祉計画」に基づき、自助、共助、公助の3つが相互に補い合いながら、地域住民やボランティア* 等が主体となって、ともに支え合う仕組みをつくり、地域住民同士の助け合いの活動を進めるため、市民、企業・事業者、行政の協働* によって地域福祉の推進を図ります。



民生委員街頭啓発



更生保護女性会会員によるバザー

「支え合おう地域の輪 創り出そう福祉文化」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 地域福祉の意識づくり・ひとつづくり

1-1 福祉のこころの醸成

地域で暮らす一人ひとりが自らの問題としての認識を持っていただくため、地域福祉についての意識啓発や情報提供に努めます。

- 福祉情報の提供と活動事例紹介
- おやま・まちづくり出前講座*

1-2 市民参加の推進

地域福祉の諸活動に繋がるきっかけづくりや意識づくりを進め、地域住民の主体的・積極的な参加の促進を図ります。

- ボランティア* 養成講座
- ボランティアコーディネーター*

1-3 福祉の担い手の育成

地域福祉に関わる活動を広め、今まで身近な地域での活動に係わる機会がなかった人にも積極的に参加していただき、地域福祉の担い手・リーダーとなる人づくりを推進します。

- 介護ボランティア* 支援制度
- 認知症サポーター* 養成講座
- 手話通訳者等養成講習会

2 地域で支え合うしくみづくり

2-1 地域福祉活動の推進

子どもから高齢者まで、地域住民がふれあい・交流する機会や場づくりを推進します。

- 老人クラブ育成事業（思桜会育成事業）
- 友愛サロン事業*
- 社会福祉協議会* との連携強化
- 民生委員・児童委員

2-2 福祉サービスの充実

地域のなかで一人ひとりのニーズ* や生活課題解決に応じた総合的な福祉サービスの提供と、身近な相談窓口の充実を図ります。

- 高齢者見守り訪問事業*
- 生活困窮者自立支援事業
- 子ども貧困対策の推進
- 成年後見人利用支援事業（成年後見制度* の周知と適正な制度利用の促進）
- 高齢者サポートセンター*
- 子育て支援総合センター
- 総合相談事業
- 地域包括ケアシステム* の推進
- 地域医療の推進

3 安全で安心して暮らせるまちづくり

3-1 ひとにやさしいまちづくりの推進

公共施設や公共交通機関等のバリアフリー* 化やユニバーサルデザイン* の推進を図ります。

- 交通バリアフリー化推進事業
- コミュニティバス* の充実とデマンドバス* の利用促進

3-2 要援護者支援体制の整備

災害時における要援護者（高齢者や障がい者等）の把握とその支援体制の整備を図ります。

- 災害時要援護者* 支援事業
- 自主防災* 組織の設立育成事業

10-3-2 障がい者福祉

現状と課題

本市では、2013（平成25）年4月に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障がい者が地域で自立した生活が営めるよう、障がい者の状況やニーズ* に応じてサービスを選択できるよう様々な支援を行っています。しかしながら、障害者手帳保持者数が増加傾向にあり、これに伴い福祉サービス支給量も年々増加していることから、自立支援協議会等の専門機関を活用して、長期的、計画的にサービスを提供する体制を整備することが必要となっています。

また、障がい者が地域で自立した生活を営む上で、障がい者への虐待、障がいについての社会的偏見・誤解は依然として存在しており、自立の妨げとなっています。国ではこうした現状を改めるため、2012（平成24）年10月に施行された「障害者虐待防止法」において、虐待を発見した国民が地方公共団体等に報告する義務を、更に2013（平成25）年6月に制定された「障害者差別解消法」により障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止を、また「合理的配慮*」を行うよう行政機関、事業者に求めており、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保、障がい者の権利擁護など、行政を含め地域全体での障がいのある人への理解の促進が強く求められています。

基本方針

障がいのある人が、個性や能力を十分に発揮できる活動の場づくりを進めるとともに、日常生活での自立を支える社会基盤として、ユニバーサルデザイン* のまちづくりを推進し、いきいきと元気に豊かな人生を送れるよう、障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らせる地域づくりに取り組みます。

また、保健・医療・福祉・雇用・生活環境整備等の機関と連携を深めて、障がいのある人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活のできるまちづくりを目指します。



障がい者作品展示会



障がい者団体スポーツ大会

第10章 みんなの「絆」を大切に 安全・安心で健康なくらしづくり【生活環境・保健福祉】

「ともに歩み 支え合い 誰もが住みやすいまちづくり」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 ともに生きることを理解を深めるために

- 1-1 障がいのある人への理解の促進 : 障がいがある人もない人も、誰もが共に生きていることへの理解と認識が深まるよう、障がいに関する理解と啓発に努めます。

- 「障害者週間」、「精神保健福祉普及運動週間」の啓発事業
- 障がい者作品展覧会事業
- バリアフリーハート運動* の啓発実施

- 1-2 地域福祉の推進 : 障がいがある人もない人も、その人らしく自立した地域生活を送るために、すべての市民が主体的に福祉活動に取り組めるよう、地域福祉を推進します。

- 広報誌等でのボランティア* 活動の紹介・会員募集の実施

2 一人ひとりに対応した療育を進めるために

- 2-1 乳幼児期・就学期の療育体制の充実 : 障がいを早期に発見し療育相談につなげることで、適切な療育及び教育を行うとともに、こども発達支援センター* の充実を図ります。

- 放課後等デイサービス* 事業（障がい児放課後生活支援） ★●
- 乳幼児健診・相談事業
- 乳幼児二次健診（のびっこ発達相談）事業
- 相談窓口充実のための方策検討
- 職員の専門研修実施

- 2-2 家族支援体制の充実 : 障がい者相談支援センターにおける相談の充実及び放課後や長期休業時に、家族が安心して預けることができる場所の確保を図ります。

- 家族会へのケア支援
- 移動支援、日中一時支援等サービスの拡充検討

3 身近な地域での暮らしを支えるために

- 3-1 施設等から地域への移行促進 : 居宅介護、短期入所、移動支援等の在宅福祉サービスの充実や、専門的な相談支援体制の整備を図り、地域で自立した生活を送るための支援を進めます。

- 福祉サービスを充実させるための方策検討
- 相談支援体制を充実させるための方策検討

- 3-2 地域生活の場の確保 : 地域において日常生活をスムーズに送ることができるよう支援する体制や、住宅のユニバーサルデザイン* 化などの住環境の整備を進め、また、日常生活用具* や補装具* 等の普及・拡充を促進します。

- 日常生活用具支給対象品目の整備
- グループホーム* や住宅の整備

- 3-3 包括的な支援体制の整備 : 権利擁護のための体制整備を図るとともに、総合的・専門的な相談支援を実施することで、適切な福祉サービスが一体的に提供できるよう取り組みます。 ♡

- 医療体制や健康づくりについての検討
- 成年後見制度* 利用支援事業（成年後見制度の周知と適正な制度利用の促進） ♡
- 介護保険制度との連携実施

- 3-4 様々な障がい特性等への支援 : 発達障がい* や高次脳機能障がい*、難病* 等に関する理解を深める啓発活動や、保健・医療・福祉のサービスの充実、関係機関の連携による支援体制の整備を進めます。

- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病等に関する啓発事業

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

4 自分らしく地域社会で活動するために

4-1 社会参加の促進

自己実現や生活の質の向上を図るため、スポーツや文化活動を奨めます。また、コミュニケーションの確保のため、手話、点字等の手段の充実を図ります。

- 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業
- 福祉タクシー利用助成事業
- 障がい者スポーツ大会・作品展示会実施

4-2 雇用の促進と就労の支援

企業等に対する障がい者雇用の啓発活動を強化するとともに、障がい者の適性に応じた就労相談・支援の充実や、障害者優先調達推進法に基づく官公需の拡大により、障害者就労施設福祉的就労* における仕事の確保、工賃の向上、経営基盤強化を図ります。

- 就労移行支援事業
- 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労支援施設等からの物品等の調達推進

5 安心して暮らせるまちをつくるために

5-1 ユニバーサルデザイン* やバリアフリー* のまちづくり

障がい者等に配慮したバリアフリー化、耐震化等改修に対する支援やユニバーサルデザインの考え方に基づく施設・設備の整備等の普及啓発を行います。

- 建物・道路等のバリアフリー化実施

5-2 防災・防犯対策の推進

障がい者等の要援護者に対する防災・防犯時の救出及び支援について、様々な分野・立場の方が連携して、迅速かつ適切に機能するシステムを構築します。(災害時要援護者* マニュアル)

- 防災・防犯ネットワークの組織づくり
- 救援・救出・避難体制の整備

障がい者に関する代表的なシンボルマーク



障がい者のための国際シンボルマーク
(財団法人 日本障害者リハビリテーション協会)

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



聴覚障害者マーク
(警察庁)

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。このマークを表示した車に割り込みや幅寄せをすることは、道路交通法の規定により禁止されています。



盲人のための国際シンボルマーク
(社会福祉法人 日本盲人福祉委員会)

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



身体障害者マーク
(警察庁)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。このマークを表示した車に割り込みや幅寄せをすることは、道路交通法の規定により禁止されています。



耳マーク
(社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマーク。聴覚障がい者は見ただ目で分からないため誤解されやすく社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は相手に聞こえないことを理解し、コミュニケーション方法への配慮をお願いします。



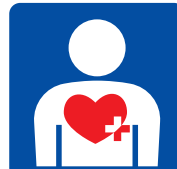
オストメイトマーク
(社団法人 日本オストミー協会)

人工肛門・人口膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合は、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いします。



ほじょ犬マーク
(厚生労働省)

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマーク。同補助犬は盲導犬、介助犬、聴導犬を言い、公共の施設や交通機関をはじめデパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見たり、補助犬を連れた方を見かけたりした場合は、ご理解、ご協力をお願いします。



ハート・プラスマーク
(特定非営利活動法人 ハート・プラスの会)

身体内部に障がいがある人を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいことがあり、様々な誤解を受けることがあります。このマークを利用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

10-3-3 低所得者福祉

現状と課題

生活保護は、「社会保障の最後のセーフティネット*」であり、憲法第25条の生存権の理念を具体化する重要な制度として、その役割は今日、ますます高まっています。

経済困窮の要因としては、少子高齢化に伴う家族関係や労働環境の変化など、様々なものが考えられます。生活保護制度が最低限度の生活保障と自立の助長という本来の目的に沿って適切に機能していくためには、制度を現在の社会状況に即して運用することが重要です。

被保護者世帯においては、高齢者世帯の割合が半分近くを占めており、その中でも独居高齢者世帯の割合が9割近くになっているのが現状です。このように生活保護制度が年金その他の収入が少なく、頼れる身寄りのない高齢者の生活の支えとなっていることから、今後高齢化が急速に進むことを踏まえ、その対応が求められています。

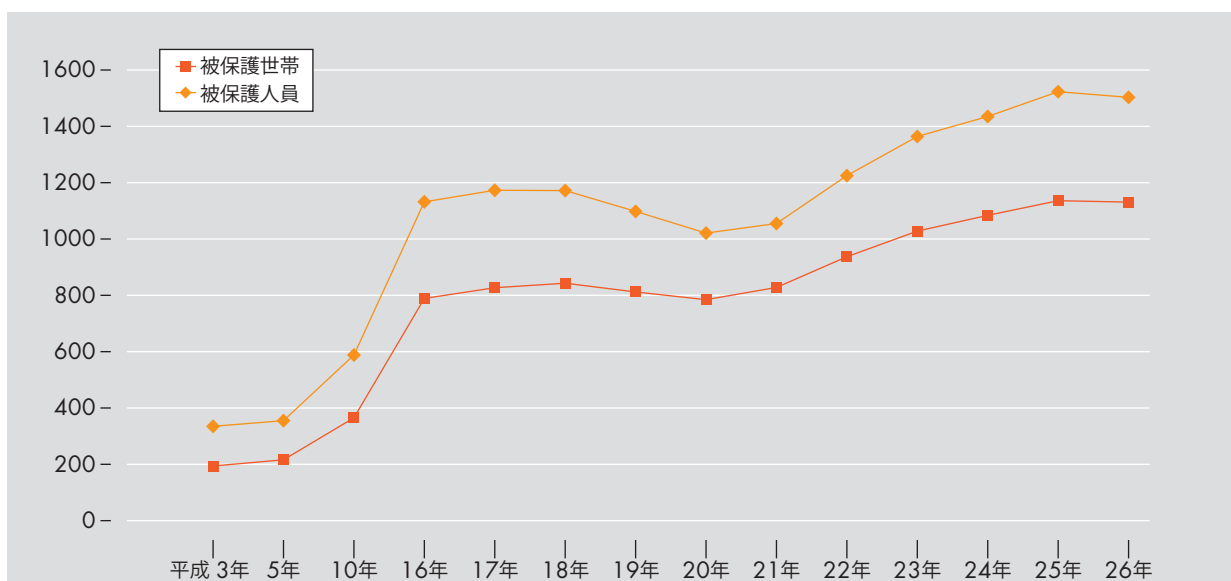
また、2015（平成27）年度以降、新たに生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る必要があります。

基本方針

生活保護の実施に当たっては、制度の適正な運用を確保すること、さらに地域での安心と自立を支える機関としての福祉事務所の重要性を勘案し、効率的・効果的に市民のニーズ* に応じていくことが必要です。こうしたことから、生活の自立と助長等、低所得者に対する支援を基本として、地域の社会資源や人材、ネットワーク* を活用しながら被保護者世帯を支え、自立に向けた組織的な取り組みを推進します。

また、2015（平成27）年度から、新たに生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業が開始されたことに伴い、当面は必須事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金支援事業を実施します。

被保護世帯及び人員の年次推移



生活向上に向けて みんなでめざす未来づくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 保護の適正実施の推進

1-1 保護の適正化の推進 : 生活保護事務等の適正化を図り、各種の支援事業を推進します。

- 生活困窮者自立支援事業
- 生活保護扶助の適正実施
- 中国残留邦人等生活支援事業

★

1-2 資産・収入の的確な把握及び不正受給の防止・廃止 : 不動産・預貯金・生命保険・収入等に関する調査を実施し、生活履歴の正確な把握に努め、不正受給を防止します。

- 不正受給防止の徹底
- 面接相談体制整備事業

1-3 訪問活動の充実強化 : 年間訪問計画に従い世帯訪問を実施し、世帯の生活実態を的確に把握し、世帯に対する適切な指導援助を行います。

- 訪問活動の充実強化

1-4 各種の社会保障施策の活用 : 保護実施にあたり、他の法律又は制度による保障、援助を優先活用し、扶助費の適正運用を図ります。

- 他法・他施策の活用推進

2 自立助長の推進

2-1 処遇方針の確立及びケース診断会議の活用 : 傷病や障がい等により就業が困難な被保護者に対する就業機会の提供のため、関係機関との連携を図ります。

- 適正化推進事業の拡充

2-2 関係機関の活用及び連携 : 民生委員、在宅介護支援センター、ハローワークや医療機関等と連携を密にし、情報を共有することで多方面から自立を支援します。

- 社会生活の自立に向けた支援の推進

2-3 自立支援（個別支援）プログラム事業の推進 : 被保護世帯全体の状況を把握した上で、自立支援の具体的内容や実施手順等を内容とする個別支援プログラムを推進します。

- 就労支援プログラムの推進

3 組織的運営管理の推進

3-1 職員の能力開発の推進 : 相談や要求等に的確に対応するため、職員資質向上と訓練の場を設けます。特に事務処理手順については、研修体制を強化します。

- 所内研修体制の整備・充実

4 住居確保給付金支援事業の推進

4-1 住居確保給付金支援事業の推進 : 離職により住居を失った生活困窮者に対し、「住宅確保給付金」を支給します。

- 住宅確保給付金支援事業

★

5 生活困窮者自立支援事業の推進

5-1 生活困窮者に対する自立のための相談事業の推進 : 生活保護に至る前の生活困窮者の相談を受け、支援プログラムを作成し、経済的な自立の支援を実施します。

- 生活困窮者自立相談支援事業

★

10-4-1 保健・健康づくり・地域医療

現状と課題

核家族化や少子化、晩婚化、都市化等に伴う地域のつながりの希薄化や、児童虐待の発生などにより、社会的に子育て支援の必要性が高まっており、本市においても子育て支援を後押しする視点に立った様々なサービスが充実しつつあります。

また、メタボリックシンドローム* が大きな起因となっている生活習慣病* の増加とともに、国民健康保険医療費が年々増加していることから、総合的な生活習慣病対策が必要となっています。

さらに、少子高齢化の急速な進行や医療ニーズ* の多様化等に伴い、安心して妊娠、出産及び子育てをするための周産期* ・小児医療機能の充実や、住み慣れた地域で安心して生活するための医療提供体制の充実を図ることが求められている一方、医師・看護師の不足や地域間での医療機関の偏在等が課題となっています。

基本方針

「第2次健康都市おやまプラン21」の理念に基づき、子どもから高齢者までのすべての市民が、いつまでも元気でいきいきと暮らせるよう、「健康寿命*」の延伸と「健康格差*」の縮小を目指して、ここからだの健康づくりへの市民意識の啓発とともに、生活習慣病予防や介護予防を推進します。また、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに成長できるよう支援の充実を図ります。

加えて、ヘルスプロモーション* の考え方を背景に、市民自らの主体的な健康管理や健康づくりの取り組みを支援するとともに、地域での健康づくり活動を推進します。

さらに、「小山市地域医療を守り育てる条例」に基づき、住み慣れた地域で、すべての市民が将来にわたって良質に必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療の充実と地域完結型医療体制* の整備を進めます。



2歳児歯科健診事業



小山の地域医療を考える市民会議

健康でしあわせに暮らせるまちづくりに向けて

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案]

1 健やかに生み育てるための支援の充実

1-1 安心して妊娠・出産できるための支援

妊娠・出産についての必要な知識を身につけ、悩みが解消できるよう、必要な支援を講じるとともに、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ります。

- 子育て世代包括支援センター* 設置
- 産後ケア事業*
- 産前・産後サポート事業*
- 母子手帳交付時における妊婦支援事業
- 思春期保健事業（「中学生ピア・カウンセリング* 事業」「思春期保健講座」）
- 妊産婦一般健康診査助成事業



1-2 自信を持ち楽しく子育てできるための支援

子育てに関する情報提供や、保護者の不安や悩みについての助言を行い、必要な時サービス提供につなげます。

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 乳幼児健康相談事業
- 母子心理相談員設置事業



1-3 子どもの健やかな成長・発達のための支援

発達の節目の時期に子どもの成長を確認しながら、健康的な生活習慣を身につけられるよう、必要な支援を行います。

- 予防接種費無料化・助成事業
- 乳幼児健診・相談事業
- 2歳児歯科健診事業



2 生涯を通じた健康づくりの推進

2-1 食事と運動を基本とした健康づくりの推進

健康づくりの柱である食と運動について、子どもから大人までの各世代への働きかけを行います。

- 運動普及推進事業*
- 食と運動の健康教室事業

2-2 ライフステージ* に対応した生涯にわたる健康づくりへの支援

人生の各段階に応じて、健康づくりのための働きかけを行い、市全体の健康づくりの機運を高めます。

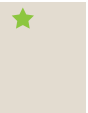
- 開運おやま健康マイレージ事業*
- 健康診査事業（女性がん検診）
- 特定健康診査* 事業
- 健康相談事業



2-3 疾病構造の変化に対応した支援の充実

メタボリックシンドローム* 該当者や予備群が、生活習慣の改善の必要性や改善点に気づき、継続して改善活動を実践できるよう支援体制の充実を図ります。

- 糖尿病重症化防止予防事業
- メタボリックシンドローム対策事業
- 特定保健指導* 事業
- 訪問指導事業



2-4 高齢者の介護予防と健康づくりへの支援

高齢者が健康レベルを維持向上できるよう、身近な地域での介護予防事業展開と、支援者の育成を図ります。

- いきいきふれあい事業*
- シニア元気あっぷ塾事業
- 介護予防体操普及事業*（いきいき百歳体操普及事業）
- 総合事業* による通所型（緩和型・住民主体型）サービス事業*
- 筋力向上トレーニング事業
- 介護予防教室
- 認知症* 施策総合支援事業
- 在宅歯科診療事業
- 予防接種費助成事業（高齢者用肺炎球菌ワクチン* ・インフルエンザ）



分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案]

3 地域での健康づくり活動の強化

3-1 地域での健康づくり活動の強化 : 地区組織を育成し、各地区の特徴に応じた健康づくりを推進します。

- 健康推進員* 事業
- 食生活改善推進員* 事業

4 地域医療推進体制の充実・整備

4-1 地域医療を守り育てる運動の普及啓発 : 「地域医療を守り育てる条例」及び「地域医療推進基本計画」に基づき、行政・市民・医療機関・事業者が一体となり、地域医療の推進を図ります。

- 地域医療推進事業（シンポジウム* や啓発講演会等） ★ ●
- 小山の地域医療を考える市民会議 ●

4-2 安心して適切な救急医療を受けられる体制の充実 : 小山医療圏（小山市、下野市、野木町、上三川町）における救急体制の充実、一次・二次・三次救急医療の機能分担の推進を図ります。

- 新小山市市民病院の充実（脳卒中センター、循環器センター、認知症* 疾患医療センターの開設） ★ ●
- 夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所 ●
- 在宅当番医制事業 ●
- 小児二次救急医療支援事業 ● ♡
- 救急医療体制の充実強化 ●
- 看護師就業奨励金交付事業 ●
- 新小山市市民病院内に開設した「自治医科大学新おやま市民病院地域医療教育センター」の医療人育成支援 ★ ●
- 病院群輪番制病院運営事業及び設備整備事業 ●

4-3 健康づくり、保健、医療、介護の総合連携体制の充実 : 健康医療介護総合支援センター* やウォーキングコース等を整備する小山思いの森* を活用し、健康づくりから介護に至るまでの切れ目のないサービスの提供や、医師会・新小山市市民病院と連携した地域包括ケアシステム* や災害時の医療救護の機能の充実を図ります。

- 介護保険施設・居住系サービスの基盤整備 ★ ●
- 緑の健康づくりの森整備事業 ●
- 健康医療介護総合支援センターの活用及び機能の充実 ★
- 健康医療介護総合支援センターでの各種健康づくり事業 ★ ●
- 健康医療大学の開催 ★ ●

4-4 地域完結型医療体制* の整備・充実 : 新小山市市民病院の跡地を活用し、回復期のリハビリテーション* 施設や介護老人保健施設等の整備・充実を図ることで、地域完結型医療体制の整備・充実を図ります。

- 旧市民病院施設活用事業 ★ ●
- 「地域医療支援病院」の認可を受けた新小山市市民病院を核とした、地域完結型医療体制の整備充実 ●

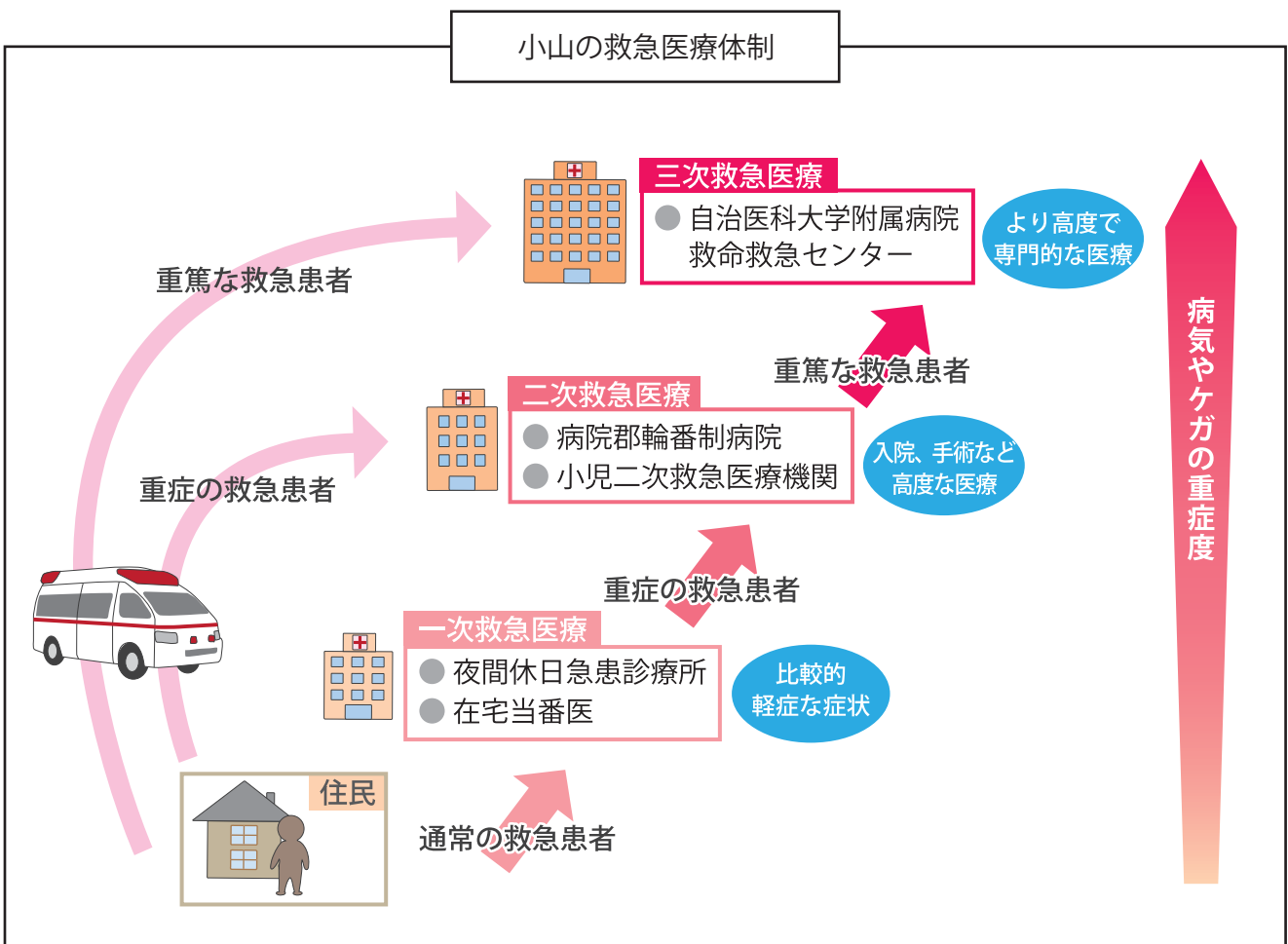
個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案]

5 健康づくり団体との協働* 事業の推進

5-1 健康づくりへの協働* 事業の推進
 健康づくり3団体（健康推進員* 会・運動普及推進員* 会・食生活改善推進員* 会）の団体活動を活性化させるとともに、「健康都市おやま」推進サポーターの会などのボランティア* 活動について参加者の増加を図り、協働事業を推進します。

- 健康都市おやまフェスティバル・市民健康の日記念事業
- 健康づくり関係団体・介護予防事業協力団体等支援事業



小山市の健康づくりマスコットキャラクター Pちゃん

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

10-4-2 社会保険

現状と課題

国民健康保険は、市民の医療の確保と健康の保持増進に重要な役割を果たしており、高齢化の進行、医療技術の高度化等に伴って、医療費が年々増加し、事業の健全運営に大きな影響を及ぼしています。また、後期高齢者* 医療制度についても、高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の医療費も国民健康保険同様、急激に増加しており、高齢者を支える現役世代の負担増が懸念されています。

今後は、重複受診者* ・多受診者* に対する訪問指導により適正な受診行動に結びつけ、特定健康診査* ・特定保健指導* の実施、ジェネリック医薬品* の使用推進・普及啓発により、医療費の抑制を図ることが重要です。

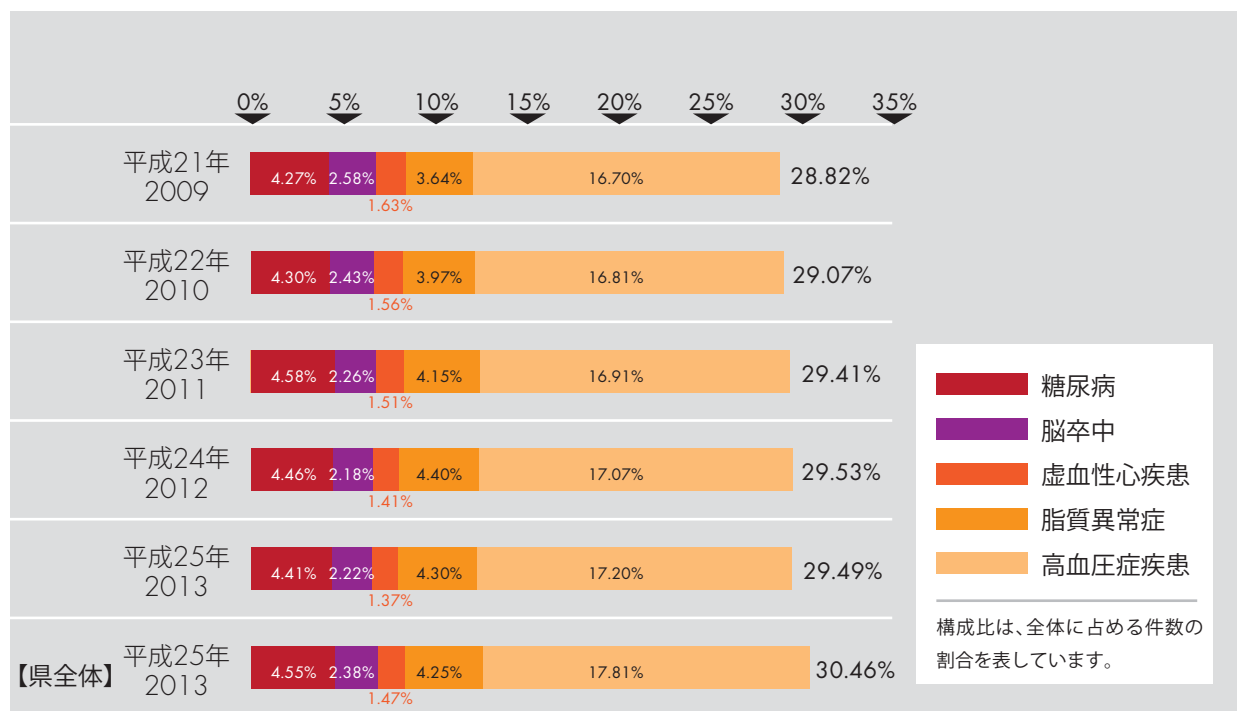
国民年金は、老後の所得保障の柱として大きな役割を果たしていますが、若年世代を中心に保険料未納者が多い状況にあり、未納による無年金者を防止するため、制度への理解と信頼を得ることが必要です。

基本方針

国に対し、医療保険制度の抜本的解決を要望するとともに、市民の健康に対する意識向上を図るため、広報誌等を通して啓発を推進し、疾病予防対策に取り組みます。また、特定健康診査・特定保健指導、高齢者健康診査の受診を促進し、生活習慣病* 等の発症や重症化予防に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進・普及啓発により、医療費の抑制を図ります。

さらに、国民年金については、制度に対する周知に努め、年金受給権が得られるよう広報活動及び窓口相談の充実を図ります。

国民健康保険に関する生活習慣病 5年間の推移（構成比）



心をつなぎ支え合い 安心・健康で豊かな暮らしの実現へ

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 国民健康保険事業の健全な運営

- 1-1 生活習慣病* 予防対策の促進
- 特定健康診査* において生活習慣病の有病者及び予備軍を抽出し、生活習慣病の発症や重症化を予防するための栄養面・運動面等の支援を行います。

● 特定健康診査・特定保健指導* 事業

- 1-2 重複受診者*・多受診者* への訪問指導
- 医療費増加の一因である重複受診者・多受診者を、保健師等が訪問指導することにより、健康意識の向上・生活習慣の改善・適正な受診行動に結びつけ、医療費の抑制を図ります。

○ 重複受診者・多受診者への訪問指導事業

- 1-3 ジェネリック医薬品* の使用促進
- ジェネリック医薬品は、患者負担の軽減や医療財政の健全化に資することから、ジェネリック医薬品差額通知を該当者に送付し、普及促進に努めます。

○ ジェネリック医薬品差額通知事業

★

2 高齢者医療費の抑制

- 2-1 高齢者健康診査の推進
- 健康診査を実施し、糖尿病をはじめとする生活習慣病等の予防及び早期発見に努め、医療費の抑制を図ります。

○ 高齢者健康診査事業

3 国民年金制度の周知と年金受給権の確保

- 3-1 広報活動による啓発
- 広報誌などを通して制度の啓発を行い、市民の理解の促進を図ります。

○ 国民年金制度周知啓発事業

- 3-2 窓口相談の充実
- 効果的な相談を行い、年金受給権の確保に努めます。